

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
1	1 開発の契機、進め方		<p>1、テストの時期について Web連携方式のテスト時期を、2月14日の切り替えにベンダー側システムの提供を間に合わせるために平成22年12月に出来るようにしてもらいたい。(1月では不具合があった場合間に合わない可能性が高い)</p> <p>2、テスト項目の早めの公表について 民間ベンダーのテストを短期間に滞りなく終了させるために、XML連携方式、Web連携方式共にできるだけテスト項目を早く公表してもらいたい。</p> <p>3、新システム稼働後のテスト環境の提供について 新システムスタートに際するテストのみならず、平成23年2月16日以降についても各民間ベンダーは公開された仕様の範囲内で各社が工夫していろいろな機能を装備して行くため、随時民間側でテストができるような環境(テストサーバの公開と検証申し込みの仕組み)を提供してもらいたい。</p>	<p>1について Webサービス連携方式のテストは、適切なテスト環境を御提供するため、登記・供託オンライン申請システムの本番環境と登記情報システム等の連携する各種情報システムとの本番環境での移行リハーサル(平成23年の1月1日から3日までを予定)が終了し、リハーサル結果等に対するプログラム修正等の対応(リハーサル後1週間)が終了した後を現時点では想定しております。このため、テスト環境の御提供時期は、平成23年1月11日以降となる見込みです。</p> <p>2について 法務省の環境において実施するテスト項目については、平成22年10月末を目処に提供する予定です。 なお、XML連携方式については、法務省の環境での試験は必要ありませんので、テスト項目の提示は予定しておりません。</p> <p>3について 民間事業者のテスト実施に当たっては、 ・システム側のサーバの環境保全 ・トラブル発生時の短期間での原因特定 ・リリース前の民間事業者製品に係る情報を秘匿する 等の点から、事業者個別に実施する必要があり、環境利用に当たっては、事前申込とする予定です。 また、テスト用サーバはシステムの保守目的を兼ねているため、最大限の配慮はするものの、必ずしも、希望時期に対応しかねる場合がある旨、ご了承ください。</p>
2	1 開発の契機、進め方		<p>本年6.30の骨子案についてのパブコメにおいて、進め方についての意見表明をしましたが、その公表もなく、ご回答もコメントも未だありませんので、まず骨子案についての意見を再掲しますので、これを踏まえて、今回のシステム開発の契機及び進め方についての、公表とご回答等をいただきたい。</p> <p>とにかく、法務省の皆さんは、一度で良いから、法務省のオンライン登記申請システムを使ってほしい。それで、これから、私の言うことが間違っているかどうか、判断してほしい。</p> <p>1. (概要)6.30骨子案は、日司連や日調連、ないしソフト開発ベンダーの皆さんと打ち合わせをして策定されたものでなく、骨子案としては、総論各論入り乱れており中途半端なものであるから、一旦これを白紙撤回すべきである。</p> <p>ー(意見)まずお伺いしたい点がいくつかあります。</p> <p>①on_substance@moj.go.jpの「on substance」とはどういう意味で、使っているのですか？法務省民事局ではオンライン政策を取りまとめる能力がなくなってしまうということでしょうか？それならば、オンライン政策からは撤退して、民間(たとえば登記オンラインについては司法書士と調査士)に任せ、民間主導で政策立案することにして、民事局はこれを補佐することに徹することでよろしいと思います。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。</p> <p>①について メールアドレスのアカウントである「on_substance」は、「online_substance(オンライン骨子)」という意味で用いましたが、その省略として「on_substance」としました。特段の意味はありません。</p>
3	1 開発の契機、進め方		<p>②骨子案文中「比較利用頻度が高い利用者」とは誰のことを想定しているのですか？仮に、そのような利用者が存在するとすれば、法務省にとって、本骨子案を立案するにあたってどのような地位を占めるものなのでしょうか？政策実行上、必要欠くべからざる存在と認識しているのか、違法な存在にもかかわらず、やむをえず利用率向上のために、支援していただくために無視できないものと認識しているものなのか？その存在についてその利用状況を具体的に示していただきたい。</p>	<p>「比較利用頻度が高い利用者」(骨子案2(2))とは、司法書士又は土地家屋調査士等の業務上オンラインを利用されている方々のうち、「日常的に大量の登記申請を行う利用者」(骨子案2(3))以外の方々を念頭に置いています。なお、骨子案(資料)2ページ目の図中、ヘビーユーザーの上段が「比較利用頻度が高い利用者」、下段が「日常的に大量の登記申請を行う利用者」を指しています。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
4	1 開発の契機, 進め方		③本件骨子案は、日司連や日調連、またソフト開発ベンダーの皆さんと打ち合わせたものですか？骨子案策定までの工程(作業日程、策定参加委員、法的根拠)をお示しいただきたい。もし仮に、また現オンラインシステムのように、法務省とシステム開発ゼネコンのみによって独断専行して策定したものだとなれば、ただちに白紙撤回すべきであります。なぜなら、そこには無尽蔵の「天下り税金還流癒着体質」類似の構造が存在する疑いが垣間見られるからであります。	骨子案については、平成20年2月に設置した不動産登記オンライン申請利用促進協議会(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査司会連合会、全国銀行協会、法務省民事局)やその分科会での議論、登記事項証明書等の大口利用者に対するヒアリングや、ヘルプデスクに寄せられた御意見等を踏まえて策定したものです。 また、骨子案策定後も、日本司法書士会連合会や日本土地家屋調査士会連合会を始めいくつかの団体と打合せを行っております。また、ソフトウェア提供者に対して説明会を行い意見交換を行っております(説明会参照URL: http://www.moj.go.jp/MINJI/minji185.html)。
5	1 開発の契機, 進め方		⑤そのほか、登記識別情報の提供方法が簡素化できればいいのか、簡単なWEB請求ができれば、現「支援(してくれない)ソフト」は使わないと思うのだが、これを残す意味が不明であるとか？意見は聞けど、法改正はしない(できない)のではないかとか？仕様公開して業務用ソフトとの連携を良くするだけではなく、劇的に変えて欲しいけど、もう少し詳しい資料が出てこないとか何を考えているのかよくわからないとか？疑問だらけである。このままでは「何べんいってもわかってこないのだなあ」と思うばかりであります。「今まで以上に仕様を公開します」という趣旨の骨子案ならば歓迎すべきだが、セキュリティを理由にこれまでどおり非公開にする部分があるのなら、いっそ司法書士や民間業務ソフトベンダーに開発を主導させるべきです。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
6	1 開発の契機, 進め方		本システム開発は、当面のシステム容量対策が主眼と思われるが、このことをキチンと公表して、現状の容量がいくらで、現状の申請件数の容量がどれくらいだから、対策としてどれくらいにする必要があるということをも明言すべきだ。 日々現行システム利用している者として、容量対策の必要性は、十分承知あり、システム容量の増強について反対するものではない。 しかし、これを明らかにせずに、闇雲に、操作性の悪いシステム構成のまま、ただなし崩し的に現行の不備の多い登記制度を前提とした開発を進めることは、高額な予算を獲得して無駄遣いするにすぎない。最大の利用者である司法書士ら資格者の意見を中途半端にしか反映できていないのは、またしても利用促進の妨げとなるものである。 システム容量対策とは別に、最大の利用者の意見をキチンと反映できる体制をとってから、きちんとした法整備のもとに、システム開発に着手するのが筋である。 1. 利用者無視の体質 ー現行不動産登記法とオンライン申請システムは、最大の利用者たる司法書士ら資格者の意見・疑問・懸念を無視して作られた。	現行の法務省オンライン申請システムは、拡張性に限界があるため、今後予想される更なる事件増に対応できないことから、「登記・供託オンライン申請システム」では、将来のオンライン申請の増加に対して、CPUやメモリ等の強化ではなく、機器の増設等によって、容易に対応が可能な拡張性を持つシステムとすることとしております。 また、システムの安定稼働・信頼性の向上も目的の1つとしております。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
7	1 開発の契機, 進め方		<p>2. 見切り発車の体質(投げやり, 付け焼刃, 取り繕い, 無謬性) ー完全オンラインなどできもしないのに, 完全オンラインのための不動産登記法をつくり, どうせ当面オンライン申請などできやしないと高をくくり, 見切り発車で, つかえないシステムと取引障害と初めからわかっていた「登記識別情報制度」を導入してしまった。</p>	<p>登記識別情報の制度は, オンライン申請を導入するに際して, 従前の登記済証に代わって導入された登記手続に固有の本人確認情報です。オンラインでは, 情報と媒体とが切り離されて送信されるため, 特定物である登記済証自体をオンラインで利用することはできないこと, また, 登記済証は有体物であり, 近年のカラーコピー等の発達により偽造がされるおそれがあること等から, 登記識別情報が導入されたものです。これにより, 登記手続における本人確認について, 従前, 登記済証及び印鑑証明書といういずれも有体物で確認を行っていたところ, 登記識別情報及び電子署名(電子証明書)又は印鑑証明書という改ざんがされにくい電子的な情報又は電子的な情報と有体物という情報を組み合わせることにより, 偽造・改ざんされにくくなり, より本人確認の正確性が担保されることとなったものと考えております。</p> <p>また, 登記識別情報は, 登記名義人本人が自ら登記の申請を行う場合に, 本人が登記名義人であることを示すことができる情報です。</p> <p>なお, この制度を導入するに当たっては, 外部識者等をメンバーとする研究会, パブリック・コメント, 法制審議会の答申等を踏まえており, 現状においては, 最善な制度であると考えております。</p> <p>ただし, 登記識別情報の提供方式や管理方法については, なお改善していくべき点があると考えているところであり, これらの点については, 資格者団体を始めとする関係団体等と引き続き必要な協議を行っていきたいと考えております。</p> <p>なお, これまでの間, 登記識別情報通知書の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールがはがれにくくなっている事象が発生したこと等につきましては, 申請人を始めとする方々に御迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。</p>
8	1 開発の契機, 進め方		<p>3. 偽装オンラインを利用率でごまかす体質 ー完全オンラインでは利用率が, 0.002%(H20.1.5 以前)しかなかく無駄撲滅にかかるので, 慌てて, 河野太郎元副大臣の助けを借りて自民党・登記オンラインPTを経て, 「(半ラインといわれる)特例方式」を導入した。しかし, その実態は, 実質的に書面申請であり, 偽装オンラインと言わざるを得ない。「当分の間」の政策をいつまでも続けるわけにはいかないはず。いつまでかを明らかにすべきだ。</p>	<p>いわゆる特例方式は, 添付情報の電子化が進まない状況において, 完全オンライン申請をすることができる環境が整うまでの間の暫定的な措置ですが, その本質においてオンライン申請であることに変わりなく, 登記所に赴くことなく自宅や事務所のパソコンから申請することが可能であったり, 登記所の開庁時間外にも申請をすることができるといったメリットを受けることができるものです。また, 登記所側の事務処理においても, 自動受付や自動記入が可能となっており, 事務処理上の効率化にも資するものであると考えております。</p> <p>したがって, この制度は, 添付情報の電子化が進み, 完全オンライン申請をすることができる環境がある程度整うまでの間, 継続させる必要があると考えていますが, 現時点において, 具体的な期間を示すことは困難であると考えております。</p>
9	1 開発の契機, 進め方		<p>4. 事務効率の悪さ・国民負担の増加 ー結果, 見かけの利用率は全体平均で10%を超えるまでに上がり, 利用の機会を増やした効果は一応認めてもいいが, 事務効率は悪く(自動記入も出来ず, 外字も判別できず), 申請人や代理人の負担が増えた(PDF添付, 還付先の指定問題)。</p>	<p>申請情報から登記の記入事項へ取り込む機能(自動記入)は, 現行システムにおいても設けておりますが, 氏名の間に入力された空白を消す必要がある場合など, 取り込んだ後に修正が必要な場合も多いと認識しています。引き続き, 順次改善していきたいと考えております。</p> <p>なお, 特例方式に関する意見に対する考え方については, 項番8のとおりです。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
10	1 開発の契機, 進め方		5. 施行から4年たっているのに見直しの法改正に取り掛からない無謬体質 一半ライン特例方式なら, 登記識別情報の存在理由はなく(あるいは登記済証に戻すか通知書原本提供すべき)なのに, いまだに登記識別情報制度にこだわって, 法改正をしない。制定時の両院の附帯決議無視。国会軽視。	登記識別情報は12桁の英数字からなっており, 同じ情報を作り出すことは困難であり, 偽造のおそれがある登記済証よりも本人確認の手段としての確実性は高いと考えられること, また, 特例方式は, 添付情報の電子化が進まない状況において, 完全オンライン申請をすることができる環境が整うまでの間の暫定的な措置であること等の理由から, 登記済証の制度に戻すことは相当でないと考えております。 なお, 登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については, 項番7のとおりです。
11	1 開発の契機, 進め方		6. パブリックコメントを無視する体質 一ガス抜きとしか捉えておらず, やっても, いつも法務省のオンライン政策に関わる制度やシステムに関する批判を黙殺してきた。	骨子案に対する意見募集及び今回の意見募集でいただいた御意見はすべて拝見し, すべて検討しております。予算上, スケジュール上の制約, 費用対効果, 制度的な問題等を考慮した上で, できる限り御意見を反映していきたいと考えております。
12	1 開発の契機, 進め方		7. 情報閉鎖の体質(伏魔殿) 一パブコメをやっても, IT戦略本部はまだキチンと意見集約してすべてを公表するのに, 法務省は批判的な意見は情報閉鎖してきた。政務官もブログでいっているとおおり, 伏魔殿のような体質になっている。	今回いただいた御意見は, すべて, 原文のまま, 公表します。また, 意見提出者が意見交換する場を設ける予定です。
13	1 開発の契機, 進め方		8. 法務省の検証能力の問題=政策を遂行する担当能力の問題 一法務省は, オンライン申請システムについて, これまで, なんどもトラブルを起こした。平成19(2007)年4月2日のオンライントラブルは悲惨なもので, 法務省は記者会見をして謝罪もしたという。 http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/004416620070424002.htm?OpenDocument また新不動産登記法施行後この4年で, 登記識別情報制度については, すくなくとも4回, 大きなミスを起こしてきた。国会で馬淵議員(現副大臣)などにも追及され, 参議院の水戸議員や前川議員にも質問されてきたが, すべて「問題ない」と回答してきた。どこがどのように問題が無かったのか? そのたびに, 「再発防止に努める」といっているだけで, 結果, 監査制度も導入せず, なんども問題を起こしてきたということは, 「登記識別情報制度」について, 何も検証できていなかったことになる。(民間なら, 損害賠償ものだ。) そのような報告をだしてきた「登識研」の取りまとめの幹事や学者の責任もあるが, そのような報告書を盲目的に信じ, 毎年, 問題を起こしているようでは, 法務省自体に検証能力に問題があり, オンライン政策の担当能力がない。	法務省オンライン申請システムの不具合につきましては, 利用者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。 なお, 登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については, 項番7のとおりです。 おって, 「登記識別情報制度についての研究会報告書」で指摘された問題点についても, 資格者代理人による登記識別情報に関する証明の代理請求(本人の委任状, 電子署名(印鑑証明書)が不要)の創設等の対応をとっており, その他の問題についても, その必要性に応じ, 引き続き対応をとることとしています。
14	1 開発の契機, 進め方		9. 恣意的な意見集約をする体質。 一平成18年8月「不適当な登記識別情報事件」以来, 平成19年10月「不適当な登記識別情報複合パスワード」問題, 平成21年6月「不適当な登記識別情報複合ダウンロード印刷」問題, そして, 平成21年10月「登記識別情報通知書目隠しシールの剥がれない問題」事件の対応をみていると, 付け焼刃の対応しか出ていない。 にもかかわらず, 資格者団体には都合の良い情報ばかりを流し, 法務省のオンライン担当者は, 現場の利用者である末端司法書士会員ら資格者の声を全く無視する。法務省の覚えのいいことばかりをいう連合会執行部とばかり協議しているから, 恣意的な意見集約となり, なぜ再発防止できないのか? の検証ができない。(廃止すれば一発で再発防止できるのだが。)(ちなみに, 連合会組織は, 現場の司法書士らの意見を集約する機能を持ち合わせていない。執行部は内部対立が激しく, 法務省は会長選挙にも加担したと河野太郎氏に言われているくらいである。また, 一般会員と触れ合っている業務ソフト会社の意見すらも聞こうとしない。業務ソフト会社の中には, 登記識別情報は, システム開発の妨げになると言っている会社もある。)	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上で御意見として承りました。 なお, 登記識別情報制度に関する意見に対する考え方は項番7, 登記識別情報通知書目隠しシールがはがれない事象に関する意見に対する考え方は項番58のとおりです。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
15	1 開発の契機、進め方		<p>10. オンラインシステム開発予算を狡猾に獲得する体質一にもかかわらず、またしても新登記オンラインシステムの開発にあたって、「開発の前に、まず登記識別情報問題を解決すべきだ」というパブコメを無視して、設計を完了してしまった。政務官にあわてて追求されて、再パブコメの機会をつくったが、意見集約が恣意的であり、全部を公表していないため、なにをコメントしていいのやら不明である。</p> <p>不動産登記オンラインには、「登記識別情報」問題含め、解決できていない問題が多々あり、その進め方そのものに問題があるのに、次期システム「開発ありき」でオンライン政策が進められている。政務官が言うとおり、法務省には「登記情報システム」「地図情報システム」「オンライン申請システム」がわざと複雑に絡み合わせており、今回は、「登記情報システム」の事業仕分け作業で明らかになったとおり、問題を残したままの「次期オンライン申請システム開発」の予算を含めてわざと絡ませており、その中には、こっそり高額な人件費を開発費用として、狡猾に含めている。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、<u>登記識別情報制度</u>に関する意見に対する考え方については、項番7のとおりです。</p>
16	1 開発の契機、進め方		<p>現在の登記申請特例方式は、オンライン申請であるとされてはいるが、実質は持参、郵送の申請形態をとっている。オンライン申請とは、本来、利用者が自宅に居ながら、あるいは、司法書士が事務所に居ながら、法務局に向かなくても登記申請ができることが、最大のメリットのはずであるが実際は違う。司法書士はオンライン申請(特例申請)の利用促進のために、書面申請よりも手間も時間もかかる。特例方式によるオンライン申請をしている。手間も時間もかかる申請方式の利用促進をして何になるのか。現在の登記申請に紙の添付書類を省略することは、実際には無理なので新しいシステムを作るなど新たにコストのかかることはやめるべきではないか。書面申請は、特例方式よりもずっと簡便で、らくだと思っている司法書士が大半であるような気がする。その証拠に、抹消登記等、登録免許税の軽減のない申請は、書面申請する司法書士が多数である。登録申請のような複雑な申請を、すべて家に居ながらにして、パソコンのみでしようとするところに、そもそも無理がある。登記申請になじみにくいオンライン申請をこれ以上掘り下げない方が、行政コストを抑えるこれからの国の形にかなうと思う。</p> <p>電子申請の発端である電子政府構想は、平成12年の森内閣からの方針であるようだが、全てを電子申請化しようと各省庁が競い合った結果、今では非効率な巨大システムとなってしまったという批判は当たっていると思う。その一方、外務省は、平成18年末に「旅券電子申請システム」を廃止したそうである。廃止は電子申請政府構想のさなかではあるが、大幅な利用増は見込めず、予算の無駄遣いは続けられないという判断があったそうである。国民目線当然の決断を歓迎したい。大幅な利用増が見込めない背景としては、専用ソフトのインストールなどの事前準備が複雑なこと、戸籍謄抄本の別送が必要なことなどが挙げられ、登記申請の制度とも通じるものがある。システムをどんなに改善しようが、添付書類すべてをオンラインにすることは無理なのだから、実質書面申請の特例方式を「オンライン申請」と呼ぶのはやめて、書面申請一本に戻したらいいか。法務局にも勇気ある撤退を望む。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、<u>特例方式</u>に関する意見に対する考え方については、項番8のとおりです。</p>
17	1 開発の契機、進め方		<p>オンラインの申請率が、特例措置の結果、飛躍的に向上したが、オンライン減税の影響がその向上の主な理由であり、オンライン減税がなくなれば、オンライン申請率が落ちることは明白である。</p> <p>その原因は、現オンライン申請システムの利便性が悪いことに尽き、今回の新システムの開発の契機になったと思われるが、書面申請のシステムを踏襲した開発では、利便性の飛躍的な向上は望めない。</p> <p>現オンライン申請システムの利用者の意見を聞き、オンライン申請の法整備を新システム構築の前にすべきである。</p> <p>特に、オンライン申請を念頭に入れて導入された登記識別情報制度がオンライン申請の推進阻害原因になっており、登記識別情報に代わる制度の構築なくしてオンライン申請の利便性の抜本的な解決はない。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、<u>登記識別情報制度</u>に関する意見に対する考え方については、項番7、<u>特例方式</u>に関する意見に対する考え方については、項番8のとおりです。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
18	1 開発の契機、進め方		<p>今回の意見募集にかかる計画は、新政権による新規事業計画としてとらえるべきであるから、新オンライン登記申請システム骨子案についてはこれを破棄して検討しなおすべきである。</p> <p>先般の事業仕分けにおいて指摘を受けた部分は、主に登記情報システムに関する保守の問題に集約された形になったが、乙号事務の民間委託の見直しも登記事項証明書のオンライン取得を推進すれば大幅にコストダウンできる問題であるから、これはリンクして考えるべき問題である。</p> <p>今回の意見募集の主たる部分は、登記・供託オンライン申請システムであるから、甲号オンライン申請のソフトの操作性の向上に主眼がおかれているけれども、先の事業仕分けの観点に立てば、むしろ乙号の機能を中心に考えるべきものと主張する。</p> <p>本来、今回の申請者側の機能強化についてはもっと早期に実現していなければならなかった部分であり、これを二カ年もかけて実現するという計画そのものが問題である。しかも、登記情報システムが最適化計画により次期システムに移行する平成23年度の直前にやっと完成するようでは、また新年度になって改定が必要になる恐れがあり、かなり無駄が生じてしまうものと危惧する。</p> <p>よって、登記事項証明書等をWebブラウザのみによる請求を可能とするシステム改修と、これにより利用率が増えることで、サーバが不安定になるおそれはあろうから、法務省側サーバの機能強化をするシステム改修の二点に限定して計画しなおすことを要望する。</p>	<p>現行の法務省オンライン申請システムは、拡張性に限界があるため、今後予想される更なる事件増に対応できないことから、「登記・供託オンライン申請システム」では、将来のオンライン申請の増加に対して、CPUやメモリ等の強化ではなく、機器の増設等によって、容易に対応が可能な拡張性を持つシステムとすることとしております。</p> <p>システムの拡張性を確保するためには、システムの処理方式全般を見なおす必要があるため、「サーバの機能強化」に限定した開発を行うことは非効率であり相当でないと考えます。</p>
19	1 開発の契機、進め方	アンケート調査に対する疑問	<p>何度もアンケート調査やパブコメをしているが、その集計した結果をどのように評価して、改善に役立っているのか？</p> <p>今回の意見募集も、単なるガス抜きにしか見えない。</p> <p>これまでの意見をどこで、どのように反映したのか？どれだけ反映して、どれだけ反映できないのか？また反映できない理由はあるのか？その理由はどのようなものか？など、意見を集めた責任を果たすべきだ。</p> <p>いつまでも改善できないのであれば、改善できない理由を示すべきであって、そのままの状態でもいいのか悪いのかを示し、良いのであれば、その理由をのべて、いつまでなら改善可能であり、予算はいくらかかるなどの工程を示すべきだ。</p> <p>逆に、改善できないままでは悪いのであれば、直ちに、代替手段を設けるとかそれまで凍結するとか、すっぱり外務省パスポートのように廃止するとか、その費用対効果を示して、代替するよりも廃止してやり直すほうが遠回りでも、全工程から見れば得策であるならば、そうすべきだ。</p> <p>ただし、改善すると公的に約束するしないかわからず、改善できないまま「放置されている期間が、一年以上」に渡る場合には、これに理由があろうがなかろうが、いくらなんでも「行政の不作為」であるのだから、まず凍結して元に戻すか、廃止すべきだ。</p>	<p>骨子案に対する意見募集及び今回の意見募集で提出があった御意見は、すべて検討しております。予算上、スケジュール上の制約、費用対効果、制度的な問題等を考慮した上で、できる限り御意見を反映していきたいと考えております。</p>
20	1 開発の契機、進め方	利便性に関する検討事項	<p>書面申請が基準のブックレスシステムの審査方法を変えることなく、電子申請のシステムをつくっても、完全オンライン申請はできない。</p> <p>閉鎖された戸籍等、絶対に電子化されない情報があるから、新システムは、添付情報の省略を認める法改正をした後に開発を開始すべきで、現在そのまま開発を続けても、書面申請のほうが利便性を感じることができるのであるから、登録免許税の軽減措置がなくなれば利用されなくなる。</p> <p>無駄に税金を使うことがないように、司法書士の意見を聞きながら、完全オンライン申請が可能なシステムを開発すべきであり、利用者の意見を聞かないまま、利便性を感じることもできないような新システムの開発は中断すべきである。</p> <p>また、利用者に意見を求める場合は、行政文書の開示請求を受けてから公開するのではなく、先に必要な情報を公開すべきである。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、登記手続は、登記すべき事項を登記簿に公示することにより、取引の安全と円滑に資することを目的とするものであるため、各種証明書等の添付情報により、登記すべき事項や申請権限を厳格に確認する必要があります。</p> <p>したがって、登記の真正性を担保するため、添付情報の省略を認めることは相当ではないと考えております。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
21	1 開発の契機, 進め方	利便性に関する検討事項	現在のオンライン登記申請システムは、ブックレスシステムに登記識別情報と登記完了証の交付システムを追加したようなもので、完全オンライン申請ができるシステムではない。 新オンライン登記申請システムは、完全オンライン申請が可能なシステムにすべきであり、必要な法改正をして、設計段階から司法書士と登記官の意見を聞き、テストを実施して、電子化された登記情報を、電子情報として利用できる、利用者が利便性を感じることができるシステムを構築すべきである。 そのためには、現在進行中新システムの開発は中断し、改めて、ガイドラインに沿った開発をすべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、添付情報の省略に関する意見に対する考え方については、項番20のとおりです。
22	1 開発の契機, 進め方	利便性に関する検討事項	現在の特例方式によるオンライン申請は、実質書面申請であり、書面申請に比べて申請人も登記所もメリットはない。 実質書面申請である特例方式による登記をオンライン申請と称して、年間数十億円の登録免許税を減免して、誤魔化しの目先の数字だけを追いかけるのではなく、何のためにオンライン申請するのかを、考え直す必要がある。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、特例方式に関する意見に対する考え方については、項番8のとおりです。
23	1 開発の契機, 進め方	意見募集結果における「主な意見の概要及び対応方針」の1 背景と目的 9に示された意見内容及び対応方針について	運用開始前に旧システムでの申請書作成支援ソフトで作成したデータについても、運用開始後、一定期間、そのまま申請できるようにしていただきたい。 新システムでの申請用総合ソフトについて事前に配布が開始され、それにより、運用開始前の準備が可能であるとしても、運用開始直後はシステムのエラーなどが生じる可能性は否定できず、安定した登記実務の運用に支障が生じるおそれがある。	新システムでは、申請書様式を含め、現行システムからの見直し、改善を実施することとしておりますので、現行の申請様式との互換性はありません。

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
24	1 開発の契機、進め方		<p>不動産登記オンライン申請システムが導入されて以来当会が要望してきた事項、「新オンライン登記申請システム骨子案」に対する当会の意見並びにその後当会が提出した意見や要望等の趣旨をご理解いただき、相当程度その要望事項を実現するソフトの開発が進められたことに対しては評価しております。しかしながら、現在示されている「登記・供託オンライン申請システム」(以下、単に「新システム」という。)においては、オンライン申請の利用が最も多い司法書士業務に十全に利用できるかどうかという点で疑問が残ります。それは、現在の司法書士事務所では、それが個人事務所であっても、複数の司法書士による合同事務所でも同一のコンピュータネットワークを利用する環境にある事務所が少ないこと、司法書士が一人の個人事務所であっても、複数の補助者が事務を行っている事務所が多いことを前提とした場合において、少なくともその点に関して現行のシステムよりも利用しやすくなっているかという疑問です。すなわちソフト単体の問題というよりも、ネットワーク対応という観点からの問題です。事務所内での申請情報のやりとりや申請情報作成作業における事務所内の連携のためのシステム構築は、複数の申請事件を同時にかつ迅速に処理する上で不可欠のものであり、非常に大きな問題であるといえます。具体的には次の二点です。</p> <p>① 複数司法書士が同一のネットワークを利用して事務処理をしている事務所においては、資格者それぞれが、ネットワーク環境の中で簡易に自己を申請代理人として申請情報等の作成など申請準備を行えないのではないかとのこと。</p> <p>② 複数司法書士が同一のネットワークを利用する事務所のほか、単独の司法書士が複数の補助者とともに同一のネットワークを利用する事務所でも、同一の代理人について、同時に申請情報等を作成する等の事務処理が難しいこと。</p> <p>これらの点について、現行の申請書作成支援ソフトにおいては、一定のルールで保存フォルダを作成すること等によって、さほど意識することなく作業ができます。ところが、新システムにおいては、それぞれの事務所において何らかの工夫をして対処することも不可能ではないといわれておりますが、その新たに増える作業は、ある程度高度な技術を要するものでもあり、またある意味で非効率的な点も否めません。従って、新システムを使用したときに、現在の申請書作成支援ソフトより「使い勝手が悪い」との印象を受けることによって、オンライン申請の利用に影響が出ることを懸念する次第です。司法書士事務所の執務実態を調査する等、同一パソコンにおいて複数司法書士の申請情報を作成する、あるいは同一司法書士の申請情報を複数のパソコンにおいて作成するという作業が同時進行するという司法書士事務所の実情を、新システムのソフト作成準備段階において把握していただくことが必要と考えております。</p> <p>前述したとおり、司法書士の執務においては、ネットワーク構築が非常に大きな問題であり、その基本認識のもとに、さらにシステムの改善をしていただくよう要望します。</p>	<p>御意見いただいた①及び②の場合について、「申請用総合ソフト」における対応を以下に示します。</p> <p>①物理的に同一のファイルサーバ上等であっても、データファイルを別フォルダに保存し、「申請用総合ソフト」で、それぞれのデータファイルにアクセスすることとすれば、問題なく利用することができます。</p> <p>②以下のような流れで対応可能と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 代理人、複数の補助者それぞれのPCに、「申請用総合ソフト」をインストールする。 (2) 補助者が申請書及び添付書類を作成後、対象申請データの書き出しを行い、代理人のPCの「申請用総合ソフト」にて読み込みを行う。 (3) 代理人は署名付与等を行った後に、申請書を送信する。 <p>なお、「申請用総合ソフト」はネットワーク上での利用において特段高度な技術を採用しているわけではないので、ネットワーク上での環境設定については、メールやブラウザの設定と同程度のスキルで十分対応可能です。</p>
25	1 開発の契機、進め方		<p>オンライン申請において家屋番号が「の」とありますが「-」で表示されておりますが、「+」等の半角文字で表されると閲覧事項と登記事項が同一となり、便利だと思いますが、改善は図られないでしょうか？</p>	<p>オンライン申請で申請する物件を、登記情報システムにおいて特定するため、登記申請(嘱託)の際に家屋番号として入力した「1の1」、「1番1」等は、「1-1」と変換されて登記申請書編集画面に表示されますが、登記申請(嘱託)書として表示・印刷した場合は、入力したとりの内容で表示されます。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
26	1 開発の契機、進め方		<p>・すでに法務局の数は、アナログ(紙)の時代＝昭和60年代に比べて、半減以下となっている。紙の登記簿に戻ることができないように、これを元に戻すことはできない。したがって、電子署名制度の普及・改良や添付書類の省略といったオンライン申請の環境整備が整わない現時点にあっても、「統廃合の代償」として、オンライン申請をできる限り利用しやすいものとする必要がある。しかるに、利用者の使い勝手が悪くて利用が進まないことを反省して、ユーザビリティに関するガイドラインを策定したのに、なぜ今般も、新システム的设计・開発に利用者、特に司法書士が参加できなかったのか。今後利用者を参加させて設計・開発を最初からやり直し、要件定義を定義し直さなければ、システムのリプレイスが無駄になる可能性が高いと思われる。</p>	<p>新システムの構築については、平成20年2月に設置した不動産登記オンライン申請利用促進協議会(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査司会連合会、全国銀行協会、法務省民事局)やその分科会での議論、登記事項証明書等の大口利用者に対するヒアリングや、ヘルプデスクに寄せられた御意見等を踏まえて骨子案を策定し、一般への意見募集を実施しました。</p> <p>また、骨子案策定後も、日本司法書士会連合会や日本土地家屋調査司会連合会を始めいくつかの団体と打合せを行っております。また、ソフトウェア提供者に対して説明会を行い意見交換を行っております。</p>
27	1 開発の契機、進め方		<p>・今般の意見募集のように、細かく意見を分類して再度意見を求めるのであれば、現在策定済みの要件定義や開発資料を公開し、先に募集した意見もすべて公開して、意見を求めるべきである。</p>	<p>今回の意見募集については、すべて意見を公開し、その上で、意見提出者の意見交換会を実施する予定であり、引き続き、利用者の意見が反映できるよう努めてまいります。</p>
28	1 開発の契機、進め方		<p>・特許庁へのオンライン出願率は、特許・実用97%、意匠92%、商標84%と、オンライン申請の成功例であり、利用ソフトの完成度も高いが、システム開発にあたり、なぜこのような成功モデルを踏襲しなかったのか。成功モデルを参照して開発すれば、開発費も開発期間も抑制することができたのではないかと。国家全体としてシステムの標準化が可能な部分は、極力標準化するべきではないかと。少なくともその対比において、優劣の評価をし、見習うべきではないかと。</p>	<p>特許等とは、制度や添付書類の電子化の困難性等の相違があるため、一概に比較することはできませんが、オンライン登記申請システムを開発する上で、他省庁での事例を参照し、利用しやすいシステム構築を目指しております。</p>
29	1 開発の契機、進め方		<p>・新システムでは、記入事務の自動化(自動転記)は可能になるのか。申請情報と登記完了証を編集するシステムは連動するようになるのか。電子情報処理システムとして、このような基本的な要件定義がなぜできないのか。その説明すらないのはなぜなのか。根本的な点において、見直しが必要である。</p>	<p>申請情報から登記の記入事項へ取り込む機能(自動記入)は、現行システムにおいても設けておりますが、氏名の間に入力された空白を消す必要がある場合など、取り込んだ後に修正が必要な場合も多いと認識しています。引き続き、順次改善していきたいと考えております。</p>
30	1 開発の契機、進め方		<p>・登記識別情報に関しては、これまでも幾多の問題が発生し、なお有効証明請求の自動処理やシールがはがれない問題等未解決の問題も多い。解決できない問題をかかえた登記識別情報をそのままにして、新システムを開発するべきではない。登記識別情報の問題が解決するまで、新システムの開発は延期すべきである。特にシステムリプレイスが今後できないのであれば、現行の登記識別情報の廃止を念頭に置いたシステムを開発すべきである。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については、項番7、登記識別情報通知書目隠しシールがはがれない事象に関する意見に対する考え方については、項番58のとおりです。</p>
31	1 開発の契機、進め方		<p>・不動産登記簿のコンピュータ化は完成し、すでにアナログ方式で登記簿を利用することはできなくなった。物件を検索することひとつをとっても、もはや紙の登記簿を利用することはできない。登記情報の利用に関してはこの点を強く念頭に置いて考えるべきであり、登記情報をデータとして完全に利用することができるようなシステムを開発するべきである。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>
32	2 新システムの基盤、方式設計	操作画面レイアウト	<p>新システムについては、完成前のテストも予定されているようであるが、本気で利便性を考えて開発したのであれば、テスト段階から司法書士も参加させるべきである。</p>	<p>「申請用総合ソフト」については、平成22年10月末を目途に体験版を配布することを予定しております。ただし、体験版の使用後の御意見等については、致命的なエラー等の不具合を除き運用開始後の課題として管理する予定です。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
33	2 新システムの基盤、方式設計	システム障害に対する対応について	システムがダウンするようなことは、民間システムでは考えられないことである。特に、決済を伴う不動産取引の登記申請の場合には、現在のシステムでは安心して利用できない。新システムは、十分な処理能力と、システム障害時に対応できる業務代行システムを備える必要がある。	新システムは、サーバ等を冗長化し信頼性を確保するとともに、将来的なオンライン申請率の増加も踏まえた上で所要の処理能力を有するシステムとする予定です。また、新システムの大規模障害発生時には、不動産登記申請(甲号)及び商業・法人登記申請(甲号)のオンラインによる受付処理(受付番号を確保できる処理)を可能とする受付代行システムを構築する予定です。
34	2 新システムの基盤、方式設計	運用時間	サービスを利用できる時間が、平日の「午前8時30分から午後9時まで」であり、夜間・休日に利用することができない。現在のシステムでは、ログインした後でなければ申請情報に電子署名することができないので、夜間・休日に送信の準備をすることもできない。新システムは、365日・24時間利用可能なシステムにすべきである。登記情報提供サービスだけでも、365日24時間利用できるようにして欲しい。	新システムは、システム上、24時間365日運用可能なシステムとすることを予定していますが、実際の運用時間は、費用対効果等を考慮して検討していきます。現在のところ、運用時間は、終了時間を現在の午後8時から1時間延長し、午前8時30分から午後9時までとする予定です。ただし、「申請用総合ソフト」は、申請書の内容確認はもちろん、電子署名の付与もオフラインで行えることとする予定です。登記情報提供システムの運用時間についても、費用対効果等を考慮して検討していきます。
35	2 新システムの基盤、方式設計	環境設定等の煩雑さ	環境設定の煩雑さ、JREのバージョンアップに伴う再設定の煩雑さは、法務省の職員が自ら試してみれば直ぐに判ることである。利用促進を言うのであれば、簡単に利用できるシステムを提供すべきである。利便性を感じることができるのであれば、登録免許税の軽減がなくても利用する。誰でも、簡単に利用できるシステムを提供すべきである。	「申請用総合ソフト」は、複雑な環境設定を排除し、ソフトのインストールだけで利用可能とする予定です。また、JREを採用していないため、JREのバージョンアップも必要ありません。
36	2 新システムの基盤、方式設計	実務で利用できるシステムを	連件申請に対応したものにすること。 申請書作成支援ソフトは、名変・抹消・移転・保存・設定等の申請情報を一括して作成できるものにする。 申請人の情報、物件情報は当然に転記されること。 電子署名も一括して、一度にできるようにすること。 添付書面も一括して提供できるようにすること。 登記原因証明情報等のPDFの添付についてのチェック機能があること。 そのためには、設計段階から司法書士が関与すべきであり、テストにも参加できるよう強く要望する。	「申請用総合ソフト」ではソフト上で連件の設定が可能となります。また、申請情報間の物件情報の転記や、申請情報から登記識別情報関係様式への転記、申請情報の再利用、一括署名付与等、様々な利便性向上を目的とした機能を備える予定です。 「申請用総合ソフト」については、平成22年10月末を目途に体験版を配布することを予定しております。ただし、体験版の使用後の御意見等については、致命的なエラー等の不具合を除き運用開始後の課題として管理する予定です。
37	2 新システムの基盤、方式設計		・ 特許庁へのオンライン出願システムでは、「市販のワープロソフトで作成(HTML形式で保存)した出願等の書類を、インターネット出願ソフトで入力チェック後、フォーマット変換し、オンラインで特許庁へ送信すること」ができるのであり、OSも、Windowsに限らず、マックでもリナックスでも利用可能である。開発予定の新システムがすでに開発済みのシステムに劣後することがあってはならない。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
38	2 新システムの基盤、方式設計		・ 登記情報はすべてコンピュータ化し、アナログ的な検索はもはやできない。地番や家屋番号が特定できなくても検索が可能なシステムとする必要がある。地図と連動させることや、一覧表示、所有者名等による検索が可能となるシステムを開発するべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
39	2 新システムの基盤, 方式設計		・ 登記情報は24時間・365日利用できるシステムとするべきである。	新システムは、システム上、24時間365日運用可能なシステムとすることを予定していますが、実際の運用時間は、費用対効果等を考慮して検討していきます。現在のところ、運用時間は、終了時間を現在の午後8時から1時間延長し、午前8時30分から午後9時までとする予定です。ただし、「申請用総合ソフト」は、申請書の内容確認はもちろん、電子署名の付与もオフラインで行えることとする予定です。
40	2 新システムの基盤, 方式設計		・ 登記情報の内容はテキストデータとして利用できるようにするべきである。特に、物件情報は所在地番・家屋番号だけでなく、地目地積等完全にデータとして申請人のパソコンに取り込み、登記申請に利用できるようにする必要がある。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、登記情報のテキストデータ化につきましては、登記情報の公開の観点に照らすと、登記情報の改ざんに繋がる問題であり、それを認めることは困難であると考えております。
41	2 新システムの基盤, 方式設計		・ 書面申請より利便性が劣るシステムでは、オンライン申請の利用促進は図れない。書面申請の場合にはワープロソフトによって申請書を作成することが多いと思われるが、市販のワープロソフトで利用可能な文字、いわゆるJIS2004水準の文字に関しては、外字となることがないように留意すべきである。	JIS2004水準の文字の入力については、オンライン申請システムだけでなく、登記情報システム等の連携する他のシステムにも影響を及ぼすため、引き続き、検討を行ってまいります。
42	2 新システムの基盤, 方式設計		・ 下記のとおり、汎用電子情報交換環境整備プログラム等の成果を活用して、漢字コードの共通化を推進することが提言されているところである。早期の実現を望む。 (参考) 平成20年8月29日 第29回各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議資料 資料7(参考)CIO補佐官等連絡会議WG報告書 情報技術ワーキンググループ平成19年度報告書(概要) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai29/pdf/siryou7_2.pdf 平成20年5月19日 第45回各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議第5ワーキンググループ報告書 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/hosakan/dai45/45w5houkoku.pdf	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
43	2-1 性能, 信頼性, 拡張性		とにかく、法務省の皆さんは、一度で良いから、法務省のオンライン登記申請システムを使ってみたい。それで、これから、私の言うことが間違っているかどうか、判断してほしい。 新システムの基盤には、登記識別情報システムがリンクしているため、通常よりシステム負荷が高くなるため、性能が落ち、システムの安定性に欠け、自由なシステム拡張ができなくなっている。 まずは、登記識別情報システムに掛けなければならない費用と、システムの安定性に関するデータを公開して、費用対効果を検証すべきだ。また、これまで明らかになったプログラムミスの修正に掛けた費用となぜそのミスが生じたのか、なぜ何もミスを検証できなかったのかも公表すべきだ。 もし、通常のシステムエンジニアであればできることが、法務省と監査業者には不可能を強いるものであれば、そのようなプログラミングをした受注業者は、法務省のIT政策担当能力をバカにしたことになり、受注業者との信頼関係は破壊されたといえる。ただちに、その業者を入札から排除して、性能や信頼性や拡張性にたる業者選定をすべきだ。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。
44	2-1 性能, 信頼性, 拡張性		地積測量図等の電子データでの提供についてxmlはかなりハードルが高いので画像表示TIFFとその地番のデータSIMAを同時に送る方法によって申請するシステムを作ってみてはどうでしょうか。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
45	2-1 性能, 信頼性, 拡張性		<p>「登記申請の利便性向上」とありますが、現在の申請に関する問題が考慮されていないように思います。</p> <p>「(法務省提供)申請用ソフトウェア」には表示登記で添付されるXML形式の図面に関して図面表現での確認ができるビュー機能を実装するべきです。また、「(民間事業者提供)申請用ソフトウェア」をターゲットにビュー機能の単独ソフトも必要ではないかと思えます。</p> <p>(XML形式の図面: http://www.moj.go.jp/MINJI/minji101-1.pdf)</p> <p>※ IE等で見れるようなテキスト的なビューのことではありません</p> <p>現在の図面添付の形式はXML形式とTIFF形式が定義されており、XML形式には具体的な土地情報などが含まれますが、TIFFは単なる図面イメージです。実際の図面作成現場ではTIFF形式の方が楽に作成できます。表示確認も単純なフォーマットであるため容易です。反面、XML形式は登記内容により様々なパターンで作成でき、それらサンプル提供や表示確認機能が提供されていないため、不明瞭な点が多く、利用にブレーキがかかっています。</p> <p>それも法務省から活用に関する指針などが伝わってこないこともブレーキ原因のひとつです。</p> <p>法務省としてTIFF形式よりもXML形式の方を推奨されるならばビュー機能は絶対に必要です。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>
46	2-2 利用環境(環境設定)		<p>JREからMicrosoft社の「.NetFramework」に切り替えるとのことであるが、ますます特定企業ないし特定システムに依存してしまい、OSS等の現在の趨勢に反するのではないかと。JREであれば、他のOSにおける利用機会の拡張可能性もありえたはずだが、それすらなくしてしまうことになる。</p>	<p>現行オンライン申請システムは、利用環境の多様性を考慮しJREを採用していましたが、JREを採用した結果、法務省で推奨しているJREのバージョンと、他省庁又は各企業等で採用しているJREのバージョンが異なり、動作保障ができないため利用者に法務省で推奨しているJREのバージョンへの入替えをお願いし、その入替えが相当大変であるとの御意見を多数いただいております。また、JREは、脆弱性の問題対策上のバージョンアップが頻繁に行われておりますが、それに対応するための検証・改修に係るコストを多く見込む必要があります。</p> <p>これらの問題点を踏まえ検討した結果、新システムが提供する「申請用総合ソフト」では、下位互換を担保し、JREともバッティングすることのないMicrosoft社の「.NetFramework」を採用することとしました。</p>
47	2-2 利用環境(環境設定)		<p>システムの切り替え時期に、現システムのIDでログインできないのは、混乱を生じるのは明白である。現システムから新システムへデータ移行が行われるようにすべきである。</p> <p>携帯電話からの申請に対応しないと対応方針にあるが、電子署名が不要な登記時効証明書の交付申請や、出先で申請が必要となる登記識別情報の有効証明請求などは携帯電話でもできるようにすべきである。</p>	<p>現行システムで登録した個人情報新システムで用いることは、同一のシステム上ではないため個人情報の目的外利用となるおそれがあること、新システムの利用対象者以外の登録もあること、また、新システムでは法務省からのお知らせメールを送信する場合を選択できるようにするなど、登録事項の見直しを行っているため、改めて、利用規約に同意した上で、登録をいただきたいこと等から、登録情報の移行は行わない予定です。</p> <p>携帯電話からの申請・請求は、以下の理由から、今回の新システムでは、対応しない予定です。</p> <p>(1)携帯電話の仕様上、政府認証基盤(GPKI)の発行するSSL証明書を取り込むことが困難であること</p> <p>(2)パソコンと異なり、ブラウザの種類が多数存在すること</p>
48	2-2 利用環境(環境設定)		<p>Windows7については64bit osも推奨にいられてほしい。これからパソコンを購入しようとしている人にとって64BITも考慮したいのが現実であるが、オンラインに対応していないということだけで64BITパソコンは購入できないということになってしまうからである。</p>	<p>費用対効果や、各認証局が提供するICカードのドライバが64bit対応していないこと等を考慮し、新システムでは、64bit版OSを推奨環境とはしない予定です。</p> <p>なお、電子署名を前提とせず、Webブラウザのみで利用可能な「かんたん証明書請求」につきましては、64bit版OSであっても動作可能となる予定です。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
49	2-2 利用環境(環境設定)		Windows7対応のコンシューマー向けPCは出荷段階から64bit対応機種が標準となっているメーカーもあります。こうした動きは、世の中のアプリケーションソフトの64bit対応を加速的に進ませることになるため、法務省オンライン申請システムにおいても、次期システムにおいては64bit対応を検討すべきと考えます。	費用対効果や、各認証局が提供するICカードのドライバが64bit対応していないこと等を考慮し、新システムでは、64bit版OSを推奨環境とはしない予定です。 なお、電子署名を前提とせず、Webブラウザのみで利用可能な「かんたん証明書請求」につきましては、64bit版OSであっても動作可能となる予定です。
50	2-2 利用環境(環境設定)		OSや特定のブラウザに依存しないシステムが望ましい。	新オンラインシステムではJREからの脱却を図るためにMicrosoft .NET Frameworkを採用する予定です。このため、Windowsを推奨環境とする予定です。 利用者の推奨環境のWebブラウザは、稼動当初はInternet Explorerのバージョン6から8までを予定しています。ただし、特定のブラウザ固有の技術に依存しない設計を行うことにより、例えば、Mozilla社のFirefoxも、推奨環境とはしないものの、動作確認は実施する予定です。
51	2-2 利用環境(環境設定)		対応方針に「WindowsXP、WindowsVista、Windows7(いずれも32bit版OSのみ)を推奨環境とする予定です。」とされている件について メモリーの価格が下がり、4GB以上のメモリーを搭載するパソコンが珍しくなくなってきた昨今、64bit版のOSが必要となる中で、Windows 7もパッケージ製品には、x86版(32bit版)とx64版(64bit版)のインストールディスクが両方とも含まれます。 アプリケーションソフトやデバイスのドライバの64bit対応状況と関わってきますが、今後、次第に64bit版が普及することが予想され、32bit版OSのみとすることに若干の不安があります。 64bit版にも対応されることを希望します。	費用対効果や、各認証局が提供するICカードのドライバが64bit対応していないこと等を考慮し、新システムでは、64bit版OSを推奨環境とはしない予定です。 なお、電子署名を前提とせず、Webブラウザのみで利用可能な「かんたん証明書請求」につきましては、64bit版OSであっても動作可能となる予定です。
52	2-3 運用時間		とにかく、法務省の皆さんは、一度で良いから、法務省のオンライン登記申請システムを使ってほしい。それで、これから、私の言うことが間違っているかどうか、判断してほしい。 書面申請なら、作りおきができる。書面申請なら、いつでも目でみて手にとって、チェックができる。書面申請なら、訂正や差し替えがその場でできる。 いまのオンライン申請は、いつになっても24時間365日にならない。法務省行政効率化推進計画について http://www.moj.go.jp/KANBOU/hisyo14.html には、平成16年から毎年のように、 ○申請・届出等手続の受付につき、法務省オンライン申請システムにおいて24時間365日運用可能な環境を整備。と書いてあるのは、やはり口先だけの嘘八百だったのか？ 5年たっても実行できないのであれば、政策遂行能力がないのであって、一日も早くオンライン政策から撤退して、民間や大学に委託したほうがよいのではないか？民間なら費用対効果を見て、実証実験をしてから運用を開始するはずで、お金の無駄遣いは許されないのだから。	新システムは、システム上、24時間365日運用可能なシステムとすることを予定していますが、実際の運用時間は、費用対効果等を考慮して検討していきます。現在のところ、運用時間は、終了時間を現在の午後8時から1時間延長し、午前8時30分から午後9時までとする予定です。ただし、「申請用総合ソフト」は、申請情報の内容確認はもちろん、電子署名の付与もオフラインで行えることとする予定です。 なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。
53	2-3 運用時間		申請時間の延長については、対応方針で現行システムの20時から21時へ延長するとあるが不十分である。 オンライン申請であれば、365日24時間にすべきである。 また、物件情報取得システムが現システムでは19時までで終了してしまう点も改善すべきである。	新システムは午前8時30分から午後9時までを運用時間としてサービスを開始する予定です。なお、運用時間の延長については、予算上の制約や費用対効果等を踏まえながら検討してまいります。 また、登記情報検索システムについても、現在の午後7時までから、午後9時までへ延長することを検討しています。
54	2-3 運用時間		24時間365日申請の受付ができるようにしてほしいです。	新システムは、午前8時30分から午後9時までを運用時間として運用を開始する予定です。なお、運用時間の延長については、費用対効果等を踏まえながら検討してまいります。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
55	2-3 運用時間		将来的には、24時間365日を目指していただきたい。	新システムは、午前8時30分から午後9時までを運用時間として運用を開始する予定です。なお、運用時間の延長については、費用対効果等を踏まえながら検討していきます。
56	3 登記の申請	物件情報をダウンロードする場合	オンラインで物件情報を取得した場合は、所在・地番／家屋番号だけでなく、不動産番号も取得できるようにすべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
57	3 登記の申請	申請書作成支援ソフト	現在の申請書作成支援ソフトは、書面申請の様式を基に作成されている。電子化された登記情報を有効利用するためには、申請書作成支援ソフトの全面的な変更が必要である。書面申請の申請書様式を追加するのではなく、電子情報として提供する申請情報を、電子情報として利用できる様式にすべきである。	申請用総合ソフトの申請書入力に際しては、電子情報の利点を生かすため、入力欄の動的追加や、物件情報の挿入、各項目の転記機能などの入力支援機能を提供します。
58	3 登記の申請	登記識別情報制度の廃止	オンライン申請の利用促進のためにも、登記識別情報制度は廃止すべきである。廃止しないのであれば、目隠しシールが剥がれず、提供できない場合の正当事由を公表すべきであり、その場合の法務省(登記所)の対応策も示すべきである。目隠しシールが剥がれないのは法務省の責任であって、申請人の責任ではないのであるから、間違っても、申請人に負担を課すべきではない。	登記識別情報通知書の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールがはがれにくくなっている事象が発生したこと等につきまして、申請人を始めとする方々に御迷惑をお掛けしていますこととお詫び申し上げます。この対応につきましては、応急的な対応策として、証明書用紙(地紋紙)のデザインを変更(透かし部分を小さくしました。)し、平成21年10月から各登記所において使用することとしたところであり、また、既に発行された登記識別情報通知書に関する対応策についても、現在、具体的な方策を検討中です。
59	3 登記の申請	お知らせメール	システムから送信されるメールは、連件申請であっても1件ごとに送信され、しかも具体的な事件名が特定されていないので、受信するたびにログインして処理状況画面で確認する必要があり、実質スパムメールである。システム障害時に特別措置を受けるために送信するメールの件名は具体的に決めておきながら、登記所が送信するメールの件名に具体性がないのは極めて不合理である。遅配なく配信されること。事件を特定できる情報(登記の目的等)の記入することを要望する。更に、オンライン申請システムのログイン画面へのリンクを要望する。	新システムから送信されるメールは、申請番号や手続名などをメッセージに含めるなど、記載内容の見直しを行ないます。また、利用者登録(変更)に際して、通知メールの種別を選択することとし、利用者ごとに送信してほしいメールの種別を選別することが可能となる予定です。なお、新システムでは、「申請用総合ソフト」や民間事業者の提供するソフトウェアから直接、照会、公文書取得、補正等が利用できることとなる予定ですが、ソフトウェアの種類によって、メール受信後の作業の操作方法が異なりますので、操作方法については、通知メールではなく、ご利用のソフトウェアのマニュアルやガイド・ヘルプ機能などを参照していただくこととする予定です。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
60	3 登記の申請	登録免許税の電子納付について	登録免許税を電子納付した場合は、印紙納付した場合の再使用証明の制度がないので、充分に利用されていない。 電子納付の利用促進のために、登録免許税の納付方法について、次の提案をする。 【第1案】 登録免許税の納付期限を登記事項証明書の送付請求の場合と同様に、「登記所からの納付通知を受けた日の翌日から起算して1日間」と変更する。 登記所は添付書面を受領したあと申請情報を審査し、審査が完了した時点で納付通知を送信する。本案の場合、取下・却下等による還付の手続きは必要なくなる。但し、登録免許税の納付処理前であっても補正書を送信することができるようにシステムを変更する必要がある。 【第2案】 電子納付した登録免許税は、一旦仮受口座に入金し、登記所から登記完了の通知を受けた後財務省の口座に入金する。 仮に還付が必要になった場合は、登記所から金融機関にその旨通知し、資金は仮受口座から出金元である代理人の口座に入金する。 本案の場合、金融機関の協力が必要になるが、登録免許税の額は数百億円/月あり、費用対効果を考慮すれば財務省と金融機関の協力は得られるものと考えられる。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
61	3 登記の申請	1申請当たりのよう容量拡大	マンションの保存登記は一括申請する必要がある。また、ゴルフ場等の物件について申請する場合は物件数が多量になる。 よって、次のとおり要求する。 一括送信できる最大データ量 ⇒ 数ギガ(少なくとも1ギガ) 一括添付できるファイル数 ⇒ 5000個 一括申請できる連件数 ⇒ 1000件	申請におけるデータ容量は、現在よりも拡大することを検討していますが、より多くの方が快適に御利用されることを考慮すると、一定の制限を設ける必要があるため、御意見の容量まで拡大することは困難と考えております。なお、連件数は、現行どおり、50件とする予定です。
62	3 登記の申請	複数の公文書を交付可能とする	登記識別情報制度も廃止すべきと考えているが、仮に存続させるのであれば、申請人・物件ごとに交付する必要はない。申請人・申請件数ごとに通知すれば充分である。 京都では、抹消登記であっても登記完了後の登記事項証明書の交付を受けているので、登記完了証はダウンロードしていない。つまり、登記完了証は廃止しても問題ない。 いい加減な記載の完了証の交付に代えて、登記事項証明書の交付を希望する。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
63	3 登記の申請	申請情報をダウンロードすることを可能とする	現在のシステムでも、補正対象の申請情報をダウンロードすることができる。 利用者に必要な情報を提供しないでおいて、新システムでは対応しますとの説明は極めて不適切である。	現行のシステムでは、補正の際に必要な送信済みの申請情報を、送信後に削除してしまう事例が見られました。これに対して、「申請用総合ソフト」では、申請案件ごとに、申請書、添付情報、公文書等を一元的に管理する機能を提供する予定です。また、利用者の誤操作防止のため、送信後、手続終了前の申請案件については削除できないこととする予定です。
64	3 登記の申請	登記識別情報の証明請求	完全自動化すべきである。 オンラインで登記識別情報の有効証明請求した場合、登記所での照合作業は手作業なので、結果が出るまでに時間がかかる。 有効証明請求で必要な回答は、登記申請に利用できる有効なものかどうかであって、○か×の回答があればよく、証明書を交付する必要はない。	御意見も参考にしつつ、実現方策について、引き続き、検討してまいります。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
65	3 登記の申請	登記識別情報関係様式	登記識別情報制度は廃止すべきである。登記識別情報をオンラインで取得しても、管理上の問題等により印刷して書面で保存することになる。オンラインで提供する場合、取得した登記識別情報をそのまま提供することはできず、書面を見ながら手入力することになる。登記識別情報については、継続利用を前提に考えるのではなく、廃止を前提に考えるべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については、項番7のとおりです。
66	3 登記の申請	提供様式に個別の電子署名を不要とする対応	現在の登記識別情報制度を維持するのであれば、提供様式に登記義務者が電子書名するのは当然である。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
67	3 登記の申請	登記識別情報提供様式の改善	同順位の記号(あ)・(い)等を入力することができないことは、新法施行当時からわかっていたことである。新システム移行前に、直ちに改善すべきである。	登記識別情報関係様式等における同順位符号の入力は、新システムにおいて対応する予定としています。 なお、共同担保目録の記号・番号の入力方法は、新システム移行前に改善する予定です。
68	3 登記の申請	申請書様式の入力例の充実	書面申請の様式を基準にした申請様式を充実しても、データ入力省力化にはならない。申請書の様式は、登記記録例を参考に、電子情報として利用できる様式に変更すべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
69	3 登記の申請	外字	登記所は申請人の提供した外字ファイルを登記所固有の外字ファイルに置き換えて入力している。現在のシステムを今後も利用するのであれば、登記所固有の約3万字の外字ファイルを公開すべきである。外字が含まれる場合、BMP形式でファイルを提供させるのではなく、登記所固有の、外字の一覧と文字コードを公開して、コードだけの入力にすればよい。	現在、法務局及び地方法務局ごとに順次切替えを実施している新登記情報システムでは、外字を含め、全国の登記所間で統一された一つのコードの文字である登記統一文字に変更しています。今後、登記統一文字のオンライン申請での活用の在り方も検討していきたいと考えております。
70	3 登記の申請	登記識別情報制度に関する問題	担保設定登記後に分筆した場合、新たな登記識別情報は発行されないため、分筆した土地の一筆について抹消登記をオンラインで申請すると、代理人のパソコンに「登記識別情報提供様式」(暗号化した登記識別情報のファイル)が保存されることになる。この、暗号化した登記識別情報のファイルは、別な土地の抹消登記にそのまま利用することができるので、金融機関は不安を感じている。また、抹消登記の委任状に特別な授權について追加記入される可能性についても抵抗感を感じている。登記識別情報はオンライン申請の阻害要因でもあり、オンライン申請利用促進のためにも、即時廃止すべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、登記識別情報の管理方法等については、なお改善していくべき点があると考えているところであり、これらの点については、資格者団体を始め銀行協会等と引き続き必要な協議を行っていききたいと考えております。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
71	3 登記の申請	添付情報	登記原因証明情報の原本は、当日か翌日には提供しているため、申請情報と共に提供する必然性はない。登記原因証明情報のPDFを提供する理由は空申請を防止するためと説明されているが、司法書士は懲戒の可能性もあるので、空申請はしない。 一方で司法書士を信用せずにPDFの添付を要求し、一方でオンライン申請の利用促進に協力を求めるのは非常に身勝手である。また、PDFの添付を忘れた申請情報を添付書面の提供前に、取下げの権限を確認することなく、取下げを認めていることも矛盾する。 「登記専門の資格者」である司法書士や土地家屋調査士が関わっているときには、添付書類の別送やPDF添付などは不要にしていはいはずだ。 添付書類を省略しても、不真正な登記など登記事故がおこらなければ、そのほうが登記所にとっても国民にとっても、利用負担が減るのだから、登記識別情報などという添付情報も不要にしていはいはずだ。	権利に関する登記については、不動産に係る権利の得喪の対抗要件とされていることから、登記の順位を確保することが重要ですが、特例方式により登記の申請をする場合は、申請情報を送信した後に添付書面が登記所に提供されるため、場合によっては、登記申請の要件が整っていないにもかかわらず、順位確保を目的とした申請がされる可能性があります。これを防止するため、特例方式により登記の申請をする場合には、申請情報と併せて登記原因証明情報をPDF化したものを併せて送信させることとし、登記官において、当該申請の登記原因が生じているか否かを確認することとされたものです。 この取扱いの必要性については、本人による申請であっても、資格者代理人による申請であっても、変わりがないものと考えております。 なお、登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については、項番7のとおりです。
72	3 登記の申請	申請人の電子署名は必要	電子証明書が普及していないこと等を理由に特例方式を採用したが、完全オンライン申請実現のために、申請人の電子署名は要件とすべきである。 電子証明書が普及していないのは、公務員自らが取得していないなど、普及のための施策を講じなかったからである。 法務省は、オンライン登記申請の利用促進のために、電子証明の普及にも努めるよう要望する。 商業・法人の商業登記に基礎を置く電子証明の手数料が住民基本台帳カードと比較して高額すぎる。同レベルまで手数料を下げるべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
73	3 登記の申請	登記完了書について	現在、登記完了書の取得がオンラインだけの取得になっている方式を法務局にて受け取れる方法を検討していただきたい。 オンライン申請における登記完了書に法務局印がないため、依頼人からの要望が多数あるため。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
74	3 登記の申請		電子署名後も添付情報の内容が確認できるように改善していただきたい。 添付した登記原因証明情報等は、殆どが内容を確認できない為、万一、添付した登記原因証明情報に誤りがあると却下事由となってしまう、取らせざるを得ないことになってしまうので、申請確定の直前に添付書面の内容が確認できるように改善されることを要望する。	添付情報の内容については、申請書添付後、手続終了後に至るまで随時確認可能とする予定です。ただし、電子署名を付与した後に、添付情報の内容を変更した場合は、当該電子署名はエラーとなります。
75	3 登記の申請		書面申請における受領書をオンライン申請でも取得できるように改善していただきたい。 銀行の抵当権設定等の登記申請において、未だ書面申請における受領書を希望する銀行が多く、受付番号と登記申請書を一対にしても、法務局の認証文が無いことや、番号と申請書の関連性が確認できないこと等の理由により、対応していない銀行が多いため、売買決済で買主が銀行の融資を受けられる場合にはオンライン申請ができないことが多い。	官職署名を付した受領の証明書を即時に交付することが困難なため、新システムでは、登記所で申請を受け付けた後、申請情報とともに受付番号、受付年月日、登記所及び申請内容を表示する「受付のお知らせ」を送信する予定です。
76	3 登記の申請		土地所在図等以外の添付情報について、PDFファイルだけではなく、TIFFファイルを認めていただきたい。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
77	3 登記の申請		登記完了証に登記官の印影を付けていただきたい。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
78	3 登記の申請		・原則として、特許庁へのオンライン出願システムのように、「市販のワープロソフトで作成(HTML形式で保存)した出願等の書類を、インターネット出願ソフトで入力チェック後、フォーマット変換し、オンラインで特許庁へ送信すること」ができるようにすべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の 意見の標題	意見	考え方
79	3 登記の 申請		<p>・少なくとも、申請書様式は、商業法人登記のように登記すべき事項欄を別に設けて、登記事項はそこに入力するような「別紙入力方式」(下記※参照)を採用するべきである。 ※「別紙入力方式」とは、下記のようなもの。</p> <p>記 登記申請書 1、不動産の表示 1、登記の目的 抵当権設定 1、登記原因 平成年月日金銭消費貸借同日設定 1、登記すべき事項 別紙のとおり 1、課税価格 金円 1、登録免許税 金円 1、添付書類 登記原因証明情報 登記識別情報提供様式 登記識別情報通知特定ファイル届出様式 印鑑証明書 代理権限証書 1、当事者及び代理人の表示 権利者 住所 氏名 義務者 住所 氏名 上記代理人 住所 氏名 上記のとおり登記の申請をする 平成年月日 **法務局**支局御中</p> <p>登記すべき事項 入力補助画面 「債権額」金1000万円 「利息」年3.5%(年365日日割り計算) 「損害金」年14% 「債務者」埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 法務太郎 「抵当権者」東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号 財務銀行株式会社 (取扱店 〇〇支店)</p> <p>この方法(登記事項とそうでない事項を分けて入力する方法)は、商業法人登記においては、すでに実現している。現行の不動産登記申請書様式は、審査・判断だけを求める事項と記録を求める事項が分離されていないため(例えば、同じ「権利者」の項目が所有権移転登記では登記事項になるが、抵当権抹消登記では審査の対象になるだけである)、自動化にも、効率化にも、作成にも、不適當である。(このように分離されていないと、それを自動的に仕分けるには巨大なサブルーチンが必要になり、それが現在のソフトでは全く実用レベルになっていない。)</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>
80	3 登記の 申請		<p>・いわゆるJIS2004水準の文字に関しては、外字と扱われることがないようにすべきである。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の 意見の標題	意見	考え方
81	3 登記の申請		・ 現行システムでは、登録免許税の納付がなければ、補正通知も送付できないシステムとなっている。補正通知がなければ、補正もできないのであるから、このような制限を設けるべきではない。登録免許税の納付にかかわらず、補正通知を送れるようにするべきである。	新システムでは、納付状況にかかわらず、補正通知を送信できることとする予定です。
82	3 登記の申請		・ 現在の電子署名システムでは、司法書士の属性認証のため、司法書士独自の認証局が必要で、暗号化強度の変更のためその都度電子署名の再構築が必要であるが、特許庁へのオンライン出願システムでは「識別番号と電子証明書の組合せ」を特許庁に届け出ることになっており、弁理士へは最初から「識別番号」が割り当てられていて、弁理士独自の認証局を維持する必要も、再構築も必要ない。このようなシステムを採用するべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
83	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		申請データの保存フォルダーを、作業するコンピューター以外のサーバーに作成した場合、申請データの読み込みはできるのだけど、なぜか電子署名の付与が出来ない。登記申請支援ソフトの申請様式管理では、申請書の複写は出来るが移動はできない。作成済み未申請の申請書を更新する際に、申請様式管理に登録したくとも、他のコンピューターやサーバーにあるホルダを指定できない。不動産調査報告情報や本人確認情報や、他のソフトとの連携もとれず、管理に不向きなプログラムであり、このようなソフトを強制的に使用させられるのはいささか心外である。こんなに使い勝手が悪いと、一般人の使用は望めない。資格者としても、管理に手間がかかりすぎ、積極的に完全オンラインの申請をしようという気持ちにはならない。	新システムが提供する「申請用総合ソフト」においては、申請データをソフト上で一元的に管理すると共に、ファイルの読み込み、書き出し及び転記機能などの支援機能を数多く実装する予定です。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
84	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		<p>3-1操作性(ユーザビリティの向上)について。 電子政府ガイドライン作成検討会(第2回)21.4.20議事次第で公表された、 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/kaisai_h20/dai2/2gjisidai.html ユーザビリティ基本調査結果報告(概要版) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/kaisai_h20/dai2/siryou4.pdf 全文 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/kaisai_h20/dai2/sankousiryou2.pdf に登記分野の調査結果がでています。調査をしたのは、たしか1月ごろだと思います。この集計結果について、なまの数字を公表していますか？ そこには、 ・法務省のオンラインは、一般認知度・利用ともに低いことが指摘されている(概要版P4) ・また不動産登記オンラインについては乙号のみを調査対象としてしまい、甲号のNE比を対象外としてしまっている(概P12) ・発見された問題は、ユーザインタフェース・デザインとプロセス・機能設計に関する問題が多い(概P13) ・システム開発の早期に(!)想定利用者(資格者!)の業務や操作性の要求事項への適合をチェックすることが重要(概P16) と厳しく指摘されています。 たしか、法務省が、今回のシステムの仕様書案を設計したのは、21年2月です。 ほとんど寸分たがわぬ仕様書でNTTデータと5月に契約している以上、21年4月に検討会に附されたこの概要版の内容を把握しているとは、とても思えない。 この、ガイドラインについてIT戦略本部のバブコメが募集されたのは、6月9日までであり、ガイドラインが策定されたのは、7月1日のCIO会議である。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/index.html 当然のことながら、ガイドラインなど意識された法務省の仕様書案および仕様書だというのは無理があるのであって、乙号だけでも上記の指摘があるのに、同じインターフェースをつかっている甲号が使いやすいわけがない。 法務省がいつになっても甲号オンラインを一般に広められないのは、一般に広めたら大変なブーイングになることも一因であるが、甲号オンラインを広める必要がないということがわかっているからであって、その証拠に、電子政府フェアでもここ数年毎年同じように、乙号オンラインと商業オンラインのみを展示しているだけである。 http://www.e-govfair.jp/report09.html (添付の今年の10. 21企画書を参照) 数年前の分は、主催者の行政情報システム研究所という天下り団体に聞けばわかるでしょう。 そうであれば、甲号オンラインは、一般向けに開発する必要はないのであって、資格者向け専用で、発想を切り替えて練り直せば、登記識別情報などというインチャキキ本人確認手段は不要になり、システム開発はスムーズになり、無駄使いもなくなるのである。 こんな使いづらいインターフェースで一般向けの甲号オンラインなど誰も喜ばない。甲号の必要があれば、郵送することで用が足りるのであるから。 以上より、甲号オンラインのシステム開発は、まず一旦ストップして、初めから資格者ベースでそのための基本設計をして、まず登記法を改正してから、作り直すべきである。 なお、一般市民が登記のオンラインを利用することは、ほんとうにごく少ないと思う。その場合は、郵送申請で充分であり、費用対効果上、どうしても一般国民にオンライン申請を勧める理由がない。むしろ、行政書士による商業登記オンラインの違法本人申請代行業務行為を助長するだけであるのだから、そんなもぐり行為に付き合う必要はない。</p>	<p>今回の「登記・供託オンライン申請システム」の設計及び開発における「電子政府ユーザビリティガイドライン」(2009年(平成21年)7月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)への考え方は、今回の意見募集の際に公表した関連資料のうち、「ユーザビリティ向上のための利用者意見の反映について」をご参照願います。 なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。</p>
85	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		<p>完璧なシステムは作れないのですから、操作性の向上については、随時ユーザーの意見、要望を取り入れて、小さなことでもその都度改善してゆけるようにするようすべきだと考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、運用開始後も、更なる操作性向上を目指して機能の追加等を実施することは重要であると考えております。このため、「申請用総合ソフト」には、追加機能を適用するための自動バージョンアップ機能を備えることを予定しております。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
86	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		不動産等登記申請は本人申請が原則であり基本であるところ、その添付書類についてはあまりに専門的である。特に地積測量図、建物図面等についてはXML化すること自体大きな負担となることは明らかである。また、これら図面に関しては資格者代理人にとっても電子化する事に対し、XMLはSIMA形式に比べ一般的でないため新たな負担を強いられることとなる。これらより図面をXML化することに対して方針の雄変更もしくは他方式への適応をお願いする。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
87	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		TIFF画像出力がソフトによりなかなか不便であるための仮想プリンターでTIFF出力できるプログラムを提供してほしいです。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
88	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		オンライン申請での記載例をもっと充実させてほしい。みなさんと統一せいがないので使う方が困ってしまいます。表題登記、分筆登記、地積更正登記、地目変更登記、建物滅失登記、表示変更登記、所在地番変更や表題部所有者更正登記はもちろんのこと、変則的な地積更正・分筆登記から公囑での市長からの申請の記載例や代位申請、相続人からの申請、など充実させてほしい。オンラインの形式は微妙に紙申請から変えているのにもかかわらず、記載例が少なすぎて、あまりにも調査士まかせである。持分の記載にしても二人目の持分という文字は省略してよいはずである。どちらにしても記載例が少ないです。	現行の申請書作成支援ソフトにおいても、申請書様式の追加を行ってきましたが、「申請用総合ソフト」でも、さらに申請書様式の追加を行う予定です。
89	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)	登記完了証について	全体的な処理速度の向上を希望致します。 電子署名をかけるときの時間や申請書画面を表示してから、閉じるときなどに重さを感じます。	申請書の表示や署名付与等はすべて利用者のPC内で実施可能とする予定ですので、登記・供託オンライン申請システムの処理性能を問わず実施可能とする予定です。 なお、システム側においても、構成の全面的な見直し等により、性能向上を目指します。
90	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)	登記完了証について	オンライン申請支援システムの「チェック」機能の向上。 例 登記原因証明情報が添付されていなければチェックにひっかかるもしくは、送信できないようにするなど。	新システムにおいては、入力チェック機能の充実を図る予定です。ただし、添付ファイルの内容に係る部分につきましては、利用者が任意のファイル名、内容で作成されるものであるため、チェックの対象外とする予定です。
91	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(1)操作性向上の観点から、XML連携方式において、申請書XMLだけでなく添付情報ファイルも連携できるようにしていただきたい。	XML連携方式においても、民間事業者製アプリケーションにおいてファイルの添付を可能とする予定です。
92	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(2)システム障害時の対応について、新オンライン申請システムそのものの二次的な緊急時対応のいわば「レスキューシステム」を構築し、障害発生時においても本来のオンライン申請が行うことができる体制を準備し、利用者に対してオンライン申請における安全性を広報すべきであり、このことがオンライン申請の利用促進に繋がるものと考えます。	新オンラインシステムは、サーバ等を冗長化し信頼性を確保するとともに新オンラインシステムの大規模障害発生時には、不動産登記申請(甲号)及び商業・法人登記申請(甲号)のオンラインによる受付処理(受付番号を確保できる処理)を可能とする受付代行システムを構築することとしております。
93	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(3)新システムに使用するOSは、ウィンドウズのみではなく他のOSでも利用できるよう、汎用性を高めた設計にすべきよう求めます。	新システムではJREからの脱却を図るためにMicrosoft「.NETFramework」を採用いたします。このため、Windowsを推奨環境とする予定です。なお、オンライン申請を実施するには、電子署名のためのICカードや、PDF署名付与ツール、統合認証局発行のSSL用証明書など様々なツールを利用することとなります。これらのツール類において、動作対象環境に制約がある以上、登記・供託オンライン申請システムとしても、推奨動作環境に制約が発生してしまいます。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
94	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(4)同一資格者が、司法書士及び土地家屋調査士という複数のICカード電子署名に用いて登記申請する場合においても、電子署名等が問題なくできるよう対応すべきものと考えます。	操作可能とする予定です。なお、現行システムにおいても、切替ツールを使用して正常に切替が可能であると認識しております。
95	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(5)電子公証、供託、成年後見登記が新システムに移行するまでのほぼ1年間、新旧両システムを併用することになりますが、新旧システムの推奨環境が満たされれば、同一のPC上で、両システムを問題なく併用できるように、万全の準備をしていただきたい。	新旧両システムを併用できるようにいたします。
96	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(6)総合ソフトにおいて「重要なお知らせ」がある場合の表示については、オンラインであれば自動的に案内が表示されるような仕組みを採用していただきたい。	申請用総合ソフトが新オンラインシステムへ接続した際に障害情報等の重要なお知らせがあった場合は、ポップアップで通知する機能を実装する予定です。
97	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(7)総合ソフトにおいて、申請時の誤送信を防止するために、現行システム同様の最終の申請意思確認の仕組みを採用していただきたい。	現行システムと同様に送信確認の画面を表示する予定です。
98	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(8)連件事件等、同一の情報を複数の申請情報で利用する場合に、申請情報の共通部分を申請書作成画面においてコピーできるよう、情報の転写機能を充実していただきたい。申請情報作成のための事務処理の軽減が、現在の司法書士の効率化のためには不可欠であると考えからです。	申請用総合ソフトにおいては、申請情報間での物件情報の転記機能や、代理人の住所氏名を事前登録情報から呼び出す機能を実装するなど、申請者の入力支援に係る機能を多数実装する予定です。
99	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(9)お知らせメールについて、受信したメールがどの申請に対するものであるかが分かりやすいように、「件名」等がメールに反映されるような対応を要望します。オンライン申請が一般的になるにつれ、同一代理人のもとには一日に相当多数のオンライン申請に関する電子メールが着信するようになるので、現在のような申請番号等では照合が困難になるからです。	申請用総合ソフトにおいて各申請案件に付与する「件名」は、利用者端末内での管理のために利用するものであり、法務省には通知されないことから、メール通知において利用することはできません。また、メールの性質上、個人情報についても掲載できません。 新システムでは、申請番号と手続名での通知となります。 なお、「申請用総合ソフト」では、申請データと申請番号を一元的に管理しますので、従来発生していた照合にかかる手間を削減できるものと考えております。
100	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(10)入力時のミスが減らして、入力作業を行う者の精神的負担を軽減する観点から、登記識別情報の提供様式の入力に際して、バーコード、二次元コード等による簡易迅速な入力方式を採用すべきであると考えます。	今後のオンライン申請の在り方及び登記情報システムの機能改善を検討していく上での御意見として承りました。
101	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(11)登記識別情報の提供様式の入力に際して、同一申請における他の登記識別情報の入力項目をコピーできるようにするなど簡易迅速な入力方法の採用を求めます。入力時のミスと事務作業を減らすことにより、事務の効率的な処理を可能とするとともに、入力作業を行う者の精神的負担を軽減することになるからです。	「申請用総合ソフト」では、申請書の入力内容を基に(内容を転記する形で)登記識別情報関係様式を作成する機能を備える予定です。
102	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(12)登記識別情報の秘匿性を維持しながらこのような処理を行えるよう、登記識別情報の提供について、申請情報と別の提供様式によるのではなく、申請情報作成と同一の画面上で登記識別情報を入力できるようにしていただきたい。	申請情報と登記識別情報関係様式が必ずしも同一時に同一人により作成されるわけではないことも考慮し、入力画面は、現行システムと同様、別画面とする予定です。 ただし、「申請用総合ソフト」では、申請情報を入力内容を基に(内容を転記する形で)登記識別情報関係様式を作成する機能を備える予定です。様式作成にかかる作業の効率化・省力化は別画面であっても同様の効果を図れるものと考えます。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
103	3-1 操作性(ユーザビリティの向上)		(13)申請当事者において登記手続の処理とその内容を理解できるようにするためにも、登記完了証の記載事項を充実させていただきたい。	登記完了証の記載内容の充実については、引き続き、改善方針について、検討してまいります。
104	3-2 申請書様式		従前より申し上げておりますが、オンライン申請を成功させるには「添付書類の省略」が絶対条件になります。 宅建業法で行っているような「原本性の証明」方式で省略させるか、GPKIとLGPKIが接続しているわけですのでそれを活用する方法があります。 住民票は該当する自治体の住民課にアクセスすれば住所の確認ができますし、建築確認については該当する建築課にアクセスすれば確認できます。 所有権証明書については原本性の証明方式しかないでしょうが、これで添付書類は省略できます。今までなぜこれをやらなかったのかが不思議でなりません。 技術的な問題は何かないのです。 我々は代理で行いますので、委任状をスキャナー読み込みして電子署名すれば事足ります。 登録免許税の納付についても電子納付で行えます。 なぜオンライン申請が普及しないのかはこのような添付書類不要のシステムになっていないからです。 もしそのようなシステムになっていたなら私はすぐにでもオンライン申請を行うでしょう。 また、そのための準備も既に整っています。 しかし現在はオンライン申請を行っていません。 添付書類を郵送若しくは持参するのであれば紙申請と何ら変わらないからです。 来年から表題登記をオンラインで申請しないと保存登記の登録免許税が軽減されないということですが、そんなことをするより抜本的なシステム変更をした方がよほどオンライン申請率アップにつながると思います。 是非ともそのようにされることを強く望みます。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、住民票については、全国の住民基本台帳データを一元的に管理する住民基本台帳ネットワークが運用され、各登記所には、同ネットワークにアクセスするための端末が設置されており、申請者に申請情報として住民基本台帳コードを入力していただくことにより、住民票の添付を不要としています(不動産登記令9条、不動産登記規則36条4項、住民基本台帳法7条13号)。 また、オンライン申請の申請人が、公的個人認証サービスに係る電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって当該申請人の現在の住所を証する情報の提供に代えることができます(不動産登記規則44条1項)。 おって、添付書類の省略に関する意見に対する考え方については、項番20のとおりです。
105	3-2 申請書様式		様式が定型であるため、定型以外の必要事項が入力できないのをあらためてほしい。 表示申請様式で区分建物の専有部分の家屋番号が所在地番欄に入ってしまうのを改めてほしい。	区分建物の専有部分の家屋番号欄に家屋番号を入力し、それを表示した場合、家屋番号が所在地番欄に表示されてしまう事象については、「申請用総合ソフト」で対応するように検討しています。 また、申請様式の種類を増やすことを予定しています。
106	3-2 申請書様式		書面申請の申請書様式を踏襲したやり方はあらためるべきである。 商業法人登記のように、登記事項は別紙に書く方法でも可能にすべきである。 外字ファイルの検索、作成、挿入が手間であるので、改善されたい。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
107	3-2 申請書様式		分筆登記の申請書の様式が条文の記載例と異なる為紙申請時代の様式と同じにしてほしいです。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
108	3-2 申請書様式		外字が申請書に含まれる場合、申請書には外字のファイル名が表示されます。それでは副本をお客様にお渡しするときにわかりにくいので添付している外字画像が申請書に直接表示されるようにしてほしいです。	申請情報のプレビューにおける外字の表示につきましては、現システムと同様の表示形式となる予定です。御意見については、今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
109	3-2 申請書様式		代位者の表示項目がありません。項目で代位者を追加してほしいです。	表示に関する登記の申請様式で代位者の表示項目がないものについては、本年度中に改善を行う予定です。
110	3-2 申請書様式		現在の申請システムでは登記の目的で「分筆」の記載を「地積更正、分筆」とするとエラーがでやすいです。なんとかしてほしいです。	現行の「申請書作成支援ソフト」では、登記の目的が「分筆」の場合分筆新地ボタンが表示されますが、「地積更正、分筆」の場合は分筆新地ボタンが表示されません。当該事象については、本年度中に改善を行う予定です。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
111	3-2 申請書様式		<p>JIS2004導入による外字の問題の減少 JIS2004文字コードで法務省オンライン申請システムにデータを送信できるように改善していただきたい。現状はJIS第一水準、第二水準に限定されているため、わずか6,355文字しか利用できず、これらに含まれない外字はbmpファイルで別途作成し添付する、もしくは、物件や会社法人名称等に関しては法務省の物件検索サービス、会社法人検索サービスを利用しなければならず、オンライン申請を利用する上で省力化が求められている問題ではないかと考えます。</p> <p>法務省オンライン申請システムがJIS2004に対応することにより、文字コードはJIS第四水準まで拡大することとなり、利用できる文字数は10,050文字まで広がります。もちろん、戸籍統一文字(約56,000文字)や住基ネット統一文字(約21,000文字)に比較すればかなり少ない文字数となり、JIS2004で全てをカバーすることは無理ですが、現状における外字問題をかなり縮小できるのではないかと考えます。</p> <p>具体的には、申請書情報作成時にbmpファイルを作成する頻度が減るだけでなく、登記事項証明書や印鑑証明書請求など乙号のオンライン請求時に物件検索機能、法人検索機能の利用頻度も減少できます(このためには法務省側で独自の外字への変換システムなどが必要になると思われます)。さらに登記識別情報提供様式などにおける外字の問題も縮小することが可能であると思われます。</p> <p>また、平成23年段階では市販パソコンのOSはWindows7が主流であることが予想され、一世代前のOSはWindowsVistaとなります。Vista以降のOSにおいては文字コードはJIS2004がネイティブで採用されていることから、将来的なWindowsXPのサポート終了も視野において文字コードと外字の問題を解決すべきと考えます。</p>	<p>JIS2004水準の文字の入力については、オンライン申請システムだけでなく、登記情報システム等の他の連携するシステムにも影響を及ぼすため、引き続き、検討を行ってまいります。</p>
112	3-2 申請書様式		<p>登記識別情報の受領方法に関する項目を、定型にさせていただきたい。 登記識別情報の受領方法については、書面(紙ベース)で受領することが殆どである為、「その他の事項」に直接入力するよりも、定型として項目を作って頂き、チェック等で済むようにしていただきたい。 登記識別情報の受領方法につき、何も指定しないと書面で発行されない為、予め書面による発行になるような申請書様式に改善されることを要望する。</p>	<p>本年度内に改善し、プルダウンメニューによる選択方式を可能とする予定です。</p>
113	3-2 申請書様式		<p>外字入力の簡略化 外字を用いる場合に、「物件情報取得」と同じように、法務省の「戸籍統一文字情報」にリンクして、直接、入力できるように改善されることを要望する。</p>	<p>外字入力の簡略化については、引き続き、検討してまいります。</p>
114	3-2 申請書様式		<p>登記識別情報の入力の場合に限らず、物件検索した結果を一括して申請書に反映させる等、申請書のより簡易な入力方法にも配慮いただきたい。</p>	<p>新システムでは、複数の物件検索結果を一括で取り込む機能を実装する予定です。また、各種項目の転記機能や挿入機能など多数の入力支援機能も提供する予定です。</p>
115	3-2 申請書様式		<p>次期システムでは文字コードにUNICODEが採用され、使用できる文字の種類が格段に増加し、これまで、登記所ごとに管理していた氏名等の文字を全国一意に管理することが可能ということであるが、そうであれば通常使用される頻度の高い外字は申請システムにおいて用意し、利用者が使用できるようにしていただきたい。(滅多にない外字については今までどおり「画像」として送信するのはやむをえない。)</p>	<p>現在、法務局及び地方法務局ごとに順次切替えを実施している新登記情報システムでは、外字を含め、全国の登記所間で統一された一つのコードの文字である登記統一文字に変更しています。今後、登記統一文字のオンライン申請での活用の在り方も検討していきたいと考えております。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
116	3-2 申請書様式		申請情報入力画面は、書面申請の形式ではなく、簡易で一覧性の良いQ&A方式などの入力方式を選択できるようにしていただきたい。	新システムにおいては、特に証明書請求について、webだけで請求できる仕組みを提供することとし、登記に関する専門家でなくても、容易に証明書が請求できるシステムとすることを目指しております。
117	3-3 連件数、データ量、添付ファイル数等		とにかく、法務省の皆さんは、一度で良いから、法務省のオンライン登記申請システムを使ってほしい。それで、これから、私の言うことが間違っているかどうか、判断してほしい。 不動産登記オンラインの空申請防止のためのPDF添付の取扱いは、取りやめるべきだ。 オンライン申請の阻害要因となっているばかりか、あとで別送するのであれば、すぐ送られてくれば何も問題がないからである。もし問題があるというなら、この取扱いによって、空申請が防止された事例を、公表すべきだ。 むしろ、原則と例外を逆転させて、PDFは原則不要としておき、どうしても迅速な審査の都合上、先に必要な場合にPDF添付の補正命令を出せばよいと考える。 将来的には、税務申告のように、申請(代理人)側の保管とすべきである。官による30年保管など規則で決めても、それだけの保管場所は、確保できないのであって、いずれ独立行政法人化されて民間委託されるのであれば、いまからその方向で徐々に民間で出来ることを進めるべきだ。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。 おつて、特例方式による登記の申請の登記原因証明情報の取扱いに関する意見に対する考え方については、項番71のとおりです。
118	3-3 連件数、データ量、添付ファイル数等		連件申請についてデータ一括読み込み、受信通知一括保存、印刷などをできるようにしてほしい。 表示に関する登記と権利に関する登記を連件申請できるようにしてほしい。	「申請用総合ソフト」では、申請に係る各種データを一元的に管理し、「登記・供託オンライン申請システム」に接続したときに、公文書の取得等を一括して行いますので、個別に、読み込み、保存する操作は不要となります。
119	3-4 電子署名		オンライン登記申請で使用できる電子証明書の種類の増加について オンライン登記申請で使用できる電子証明書に、行政書士用電子証明書を追加していただきたい。 既に、オンライン税務申告手続きにおいては使用できるようになっておりますので、登記のみ使用できないというのは利便性に欠けます。 本要請は、たとえば行政書士法人を設立するなど、行政書士本人の申請を前提としたものであり、法改正の要請とは全く異なりますので、誤解のなきようお願いいたします。	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、申請方法がオンラインであるかオンラインでないかにかかわらず、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でないと考えています。また、行政書士用電子証明書は、行政書士の資格を認証する電子証明書であるところ、行政書士が登記手続を代理することは適切ではない以上、登記手続において行政書士の資格を確認する必要は生じないため、行政書士本人の申請に対応するために当該証明書を認めることは相当でないと考えております。
120	3-4 電子署名		電子署名を連件事件で一括処理できるようにしてほしい。	「申請用総合ソフト」では、単独申請、連件申請を問わず、利用者が指定した申請に対して一括で署名付与を行うことが可能となります。
121	3-4 電子署名		士業の電子署名は、各士業で署名方法がバラバラであり、統一すべきである。 士業の電子署名に使うカードは1枚しか発行されず、大量案件を行う場合に、電子署名に時間がかかり、オンライン申請が事実上できないケースがあるので、電子署名のあり方について検討されたい。	ICカードの利用及び運用に関しては、発行元の各認証局にお問い合わせください。 なお、「申請用総合ソフト」では、一括署名機能を備える予定ですので、現行の法務省オンライン申請システムに比べて処理時間の大幅な短縮が可能となる予定です。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
122	3-4 電子署名		申請情報への電子署名と同様の方法を採用することで、SignedPDF及びXML署名ツールを利用することなく、添付情報(PDF、XML、TIFFファイル)へ電子署名の付与が可能になることを要望する。 また、AdobeAcrobat以外のPDF作成ソフトでの電子署名の付与を検討願いたい。	「申請用総合ソフト」では、PDF作成自体の機能開発を行わないため、外部のソフトウェアに対するプラグインを提供するに留まることとなります。 また、法務省から提供するPDF署名プラグインについては、「無償で配布可能」かつ、「ブリッジ認証局と相互接続された認証局から発行された署名・証明書の付与及びシステム側での検証が可能である」ことが条件となることから、Adobe Acrobat用プラグインのみの提供となります。
123	3-4 電子署名		電子署名はアーカイブにしたあとにすればいいので、個別のファイルにする必要はないのではないかと。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。なお、登記識別情報の取扱いについて委任を受けた代理人が、申請情報及び登記識別情報関係様式に同一人による署名をまとめて行うことについては、新システムで実現する予定です。
124	3-5 登記識別情報の提供・受領		4筆の土地を合筆しそれを10筆に分筆した後、そのうちの3筆を売買する場合に提供する登記識別情報を合筆の分ではなく、元の4筆分を提供するときシステム上3筆分の登記識別情報しか入力できないのでその部分の改良をお願いしたい。	登記識別情報提供様式は、申請物件数と関係なく作成できますので、御指摘いただいた点については、現行オンラインシステムにおいても操作可能です。
125	3-5 登記識別情報の提供・受領		共有の場合で登記識別情報が多数通ある場合の提供について、提供様式を通数分使わずとも一提供様式で一括で登記識別情報の提供が可能となること等取引実務に不可欠な迅速な提供が可能なものにしてもらいたい。 (数十筆の土地を相続等により複数の共有になった場合に登記識別情報が多数となるため、膨大な手間と時間がかかり、事実上使えない現状がある) また、登記識別情報の有効性検証(確認)については、自動検証(確認)システムを導入してもらいたい。(現状は人的確認が必要のため、有効性検証に時間がかかり過ぎ、取引現場において登記と代金決済の同時履行に支障をきたす場面が弊事務所においても発生している。)	「申請用総合ソフト」においては、申請情報から登記識別情報提供様式への転記機能を備え、提供様式の作成は、登記義務者ごとに1ファイルの作成とします。 登記識別情報に関する証明の自動化又は迅速化については、引き続き、改善方策を検討してまいります。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
126	3-5 登記識別情報の提供・受領		<p>とにかく、法務省の皆さんは、一度で良いから、法務省のオンライン登記申請システムを使ってほしい。それで、これから、私の言うことが間違っているかどうか、判断してほしい。</p> <p>登記識別情報の提供や受領が、いかにバカバカしいものか？ これで本人確認や真正担保ができる根拠はなにか？ 法律で擬制したのだからしかたない、というのなら、そんな法律は直ちに改正すべきだ。</p> <p>登記識別情報通知「書」原本そのものの提供ならまだしも(それでも登記済証にくらべたら、その機能は格段に劣るのだが)、登記識別情報の英数字文字に何の根拠があって、従来の登記済証と同様に扱う理由があるというのか？どこをどう登記官が審査すると登記が可能となるというのか？ 実際、登記識別情報の提供がなくても、登記が完了した事例を、私だけでも2件ほど伝聞している。まさに、登記識別情報の審査など不要であることの証左である。もはや「登記識別情報は登記済証の代わりである」、などという説明をすべきではない。一日も早く法務省の著作物から、この表現を排除することを説明し、謝罪の記者会見をすべきだ。</p> <p>登記済証に代わるものなど、理論的には、資格者の本人確認情報制度以外にありえない。それでも厳しい取扱い基準が審査の対象となっているのだ。したがって、登記識別情報は、登記制度上、理論的に不要なものである。直ちに登記識別情報制度は廃止すべきである。</p> <p>しかも、オンラインのために導入したといいつながら、登記識別情報は、オンライン申請の手間となり、いつになっても自動記入もできず(コピーする！)、自動有効確認もできず、不動産取引障害となっている。したがって、オンラインシステムには無用のものであり、システムから直ちに排除すべきである。</p> <p>3-5登記識別情報の提供・受領 登記識別情報制度は、そもそもが、登記のオンライン申請のために、登記済証という紙では送信できないという理由。(虚偽の立法事実)で導入されたものであります。半ライン「特例方式」が導入された今、この立法事実は虚偽であった、あるいは間違いだったことが判明しました。 したがって、登記識別情報制度はその存在意義を失ったのであり、廃止しなければならないのです。あらためて「登記識別情報制度」廃止要望をいたします。 http://www.shimazaki-net.jp/_topics/diary-080718_tsjhaishi-youbou.pdf ご参照ください。以上。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。</p> <p>おつて、登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については、項番7のとおりです。</p>
127	3-5 登記識別情報の提供・受領		<p>登記識別情報の提供。受領について手入力とは別にデータ読み込みができるようにしてほしい。</p> <p>登記識別情報の入力時は登記識別情報以外の入力は不要だと思います。非常に煩わしく、時間がかかる。多数の物件の場合は、入力時間が長時間となり即時決済時には対応できない。</p>	<p>「申請用総合ソフト」では、登記識別情報関係様式について、申請情報の入力内容を基に転記する機能を備える予定です。これにより、登記識別情報関係様式の作成にかかる作業を大幅に省力化できるものと考えております。</p>
128	3-5 登記識別情報の提供・受領		<p>登記申請及び有効証明請求において、登記識別情報の提供が煩雑でオンライン申請促進の阻害原因になっている。</p> <p>理由は、現行の12桁の英数字の羅列を入力するに際し、通知書から目隠しシールを剥がす際に、シールの不都合により12桁の英数字の羅列が読めない、読めてもアルファベットと数字が混在しており判別しづらい文字があり、入力に時間がかかり、また申請者にとって不安極まりない制度であり、早急に改善すべきである。</p> <p>改善方法としては、登記識別情報を、誰でも見れば覚えられる英数字ではない情報にし、カードリーダーやスキャナーなどで取り込みが簡単なものにすべきである。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
129	3-5 登記識別情報の提供・受領		<p>複数の登記識別情報を提供しなければならない場合に、提供様式を個別に作成するのではなく一括で提供できるような様式を装備してほしい。</p>	<p>登記識別情報提供様式の作成につきましては、同一登記義務者が複数物件を所有する等の場合において、単一の入力画面で一括作成が可能となります。また、申請情報から提供様式への転記機能等も備える予定です。これにより、登記識別情報提供様式の作成に要する作業を省力化することができるものと考えております。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
130	3-5 登記識別情報の提供・受領		登記識別情報を読み込みする際に2次元バーコードなど読み取りを間違いなく簡易にできるような仕組みを考えていただきたい。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での参考とさせていただきます。
131	3-5 登記識別情報の提供・受領		登記識別情報提供様式の文字入力を改善していただきたい。 登記識別情報提供様式を作成するときに、その都度、文字入力が「半角英数」になってしまうので煩わしい。 予め「ひらがな」入力になるように改善されることを要望する。	申請用総合ソフトでは、登記識別情報の関係様式における半角/全角のいずれか一方のみを対象とする項目につきましては、そのデータ型に則した入力が可能となるよう、日本語入力ソフトウェアの制御を行なう予定です。
132	3-5 登記識別情報の提供・受領		登記識別情報を暗号化するときの番号入力において、以前のようにコピー&ペーストができるようになると、入力時間の短縮につながるのをお願い致します。	申請用総合ソフトにおいても、登記識別情報についてはコピーできない仕様とする予定です。 一方で、登記識別情報関係様式のその他の項目については、申請情報からの転記や、様式の複写等の省力化の機能を提供しますので、様式作成全体として捉えた場合には作業の省力化が図れるものと考えております。
133	4 証明書請求		地番や家屋番号が特殊な物件についてのオンライン申請がしばらく、現行の即却下になる運用は改善すべきである。 登記事項証明書以外に、閉鎖登記簿謄本、公図、地積測量図、建物図面を申請人の最寄の登記所で取得できるようにすべきである。 有効証明請求において、登記の目的や名義人、受付番号などの入力は不要にすべきである。不動産番号ないし所在地番家屋番号と登記識別情報のみで十分である。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
134	4 証明書請求	検索機能の強化	地番や家屋番号がわからない場合でも請求できるように、地図上で指示すれば、図面も登記情報も一括して取得できるシステムにすべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
135	4 証明書請求	1件で請求できる物件数の拡大	1回の申請で、不動産の場合10物件しか請求できない。 書面申請の場合は、10物件までという制限はない。速達料を納付して30物件の送付を受ける場合、速達料を3件分納付しなければならない。大量であっても一括請求できるようにすべきである。	新システムでは、「申請用総合ソフト」を用いて請求する場合には、1請求当たりの物件数を緩和し、1請求当たり99物件の請求を可能とする予定です。なお、最終的には、今後の検証結果等を踏まえて決定する予定です。
136	4 証明書請求	登記事項の一部事項証明の請求	一部請求ができない。 登記情報サービスの順位番号をクリックして指定するなどの方法で、一部事項証明の請求ができるようにすべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
137	4 証明書請求	照会番号について	照会番号は、書面申請では利用できない。 登記所が保有する情報を有料で交付して提供させることは、極めて不合理である。 完全オンライン申請を目指し、添付情報の省略を多少でも考えているのであれば、登記申請情報に照会番号を提供させるなどという馬鹿なことは直ちに止めるべきだ。登記所が管理している情報を提供させるなど、無駄の極みである。	御指摘の添付情報の省略を実施することにつきましては、実施に係るシステム上の仕組みや必要となる経費と実施の効果の観点から慎重な検討が必要と考えられますが、その実施の適否については、検討してまいります。
138	4 証明書請求	登記所の対応について	申請が5時間際だと、きちんとその日に処理できる登記所とそうでない登記所があるのは、極めて不適切である。 5時15分までに受け付けられたものは、当日中に処理すべきである。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
139	4 証明書請求	私書箱について	窓口交付を要求してから2年以上経過して、私書箱を利用できるように改善されたが、私書箱の設置数は登記所により過不足があり、窓口受領もできるものであるから、私書箱設置の費用をシステムの改善等に充てるべきであった。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
140	4 証明書請求		登記識別情報の有効証明・失効証明の回答が迅速に対応できるように改善していただきたい。売買の決済等で、司法書士が売主から事前に登記識別情報を受領することは大変な困難であるため、決済時に受領することが殆どである。その為、決済時に登記識別情報を受領してから、法務局より証明の回答があるまで、決済を進めることができず、場合によっては1時間以上も決済を進めることができないこともあるので、迅速な回答が得られるような改善を要望する。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、登記識別情報の有効証明・失効証明の請求の対応について、迅速な対応をとるよう登記所に対して、指導を行ってまいります。
141	4 証明書請求		・登記事項証明書等の自動発行機を開発・設置すべきである。 登記簿等がせっかく情報化したのに、その証明書の発行手続に人手をかけるのは、非合理的なことである。なんのために情報化したのか。自動販売機も導入しないでどうやって、人件費を削減することができるだろうか。オンラインによる登記事項証明書等の送付請求制度も、印刷指示以降の送付事務は手作業であり、たいへん非効率である。オンラインで請求できるのだから、自動販売機で請求できないはずはない。韓国では数年前に実現している。法務局数はすでに半減以下となり、パソコンを日常的に使う人だけではなく、国民一般が利用できるものでなければならないのだから、そのような人々のためにも銀行のATMのような証明書等の自動販売機が必要である。	登記事項証明書等の発行方法の改善については、引き続き、検討してまいります。
142	4-1 操作性(ユーザビリティの向上)		登記識別情報の有効性検証(確認)については、自動検証(確認)システムを導入してもらいたい。(現状は人的確認が必要のため、有効性検証に時間がかかり過ぎ、取引現場において登記と代金決済の同時履行に支障をきたす場面が幣事務所においても発生している。)	登記識別情報に関する証明の自動化又は迅速化については、引き続き、改善方策について、検討してまいります。
143	4-1 操作性(ユーザビリティの向上)		登記事項証明書を請求する甲号申請についてですが、申請と同時に画面に情報が表示されるようにしてほしい。現在では甲号申請しても郵送されるのを待つか私書箱に取りにいかないと内容を見ることができないからである。郵送されるとともにパソコンに画面表示がされるようにしてほしい。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
144	4-1 操作性(ユーザビリティの向上)		登記識別情報の有効性検証が取引現場においてもできるよう、リアルタイムの自動検証システムを導入していただきたい。現状のように人的確認が必要となると取引現場における同時決済に支障が出る場合が多いため。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、登記識別情報の有効証明・失効証明の請求の対応について、迅速な対応をとるよう登記所に対して、指導を行ってまいります。
145	4-2 請求件数(物件・会社数、通数)		区分所有建物が属する1棟の建物について、表題登記完了後にその属する区分建物の全部について登記事項証明書を請求することがありますが、現時点では、家屋番号を特定し申請しなければならぬため、申請書の作成に多大な手間と時間がかかり大変利用しにくい状況にあります。例えば、建物の名称での特定や、連番の家屋番号で「〇〇番1の1乃至〇〇番1の500」の全部の区分建物というような指定方法で、1棟の建物に属する区分建物の全部の登記事項証明書を請求することができるようにしてください。	オンラインによる登記事項証明書の請求の場合、申請者に入力していただいた家屋番号で物件を自動的に特定し、登記事項証明書の編集を行っているため、新システムにおいても、個々の物件ごとに家屋番号の入力をいただく予定です。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
146	5 民間事業者が提供するソフトウェア		<p>民間事業者への情報提供時期が遅い。また開示された内容が不十分である。民間事業者が質問できる機会をもっと多く設けるべきである。</p> <p>事前テスト時期について、Webサービス連携方式の平成23年1月ころを目処と対応方針に書かれているが、遅すぎる。XML連携方式の開始時期平成22年10月に合わせて行うべきである。</p> <p>利用者としては、民間事業者のテストが終わり、利用者自身による民間事業者のソフトのテストを行ってからの安心して新システムを利用できない。</p> <p>登記申請は、他の行政手続きと違い、申請した時点で、確実に受け付けられ処理される必要がある分野であることを念頭に入れてスケジュール設定をしていただきたい。</p>	<p>民間事業者への説明会は、開発の進捗状況に合わせて、今後も実施していく予定です。</p> <p>Webサービス連携方式のテスト環境は、適切なテスト環境を御提供するため、登記・供託オンライン申請システムの本番環境と登記情報システム等各種情報システムとの本番環境同士での移行リハーサル(平成23年の1月1日から3日を予定)が終了し、リハーサル結果等に対するプログラム修正等の対応(リハーサル後1週間)が終了した後にしたいと考えております。このため、テスト環境の御提供時期は、平成23年1月11日以降となる見込みです。</p> <p>平成23年1月のテスト開始であっても、テストが十分にできるよう調整して行きたいと考えております。</p>
147	5 民間事業者が提供するソフトウェア	法務省が提供するソフト	<p>もしも、新システムが民間の事業者のソフトを利用しないと使いづらいものであれば、利用率の増加はほとんどないと思われる。</p> <p>民間事業者がより使いやすいシステムを提供するのであれば、法務省はそのシステムを無料で利用できるようにすべきである。</p>	<p>新システムでは、申請情報の作成から公文書の取得までを一元的に実施するための利用者向けソフトウェアとして、「申請用総合ソフト」を法務省が無償で提供します。</p>
148	5 民間事業者が提供するソフトウェア		<p>Web連携方式のテストの時期について</p> <p>10月30日に公表されました「基本設計等説明会(10月5日)後の見直しについて」において、民間ベンダーへのWeb連携方式のテスト時期が当初の予定より早まり、平成23年1月頃とされておりますが、1月では何か問題があった場合の改修が間に合わないだけでなく、民間ベンダーソフトを利用している司法書士や土地家屋調査士へのバージョンアップや説明も間に合わない可能性があります。</p> <p>そのため、2月14日の切り替えにベンダー側システムの提供を間に合わせるには、もう1ヶ月くらい早めていただく(平成22年12月頃)と助かります。</p> <p>もしくは、しばらくの間、旧システムと新システムを並行稼動する期間があると移行がスムーズに行われるのではないかと考えます。</p>	<p>民間事業者との試験実施に際しては、登記・供託オンライン申請システムとしての品質を担保しておく必要があることから、平成23年1月開始が最短スケジュールとなる予定です。また、民間事業者にて、擬似的な登記・情報オンライン申請システムのテストプログラム(スタブ)の開発が可能となるよう、平成21年度末を目処にWebサービス連携方式を採用される民間事業者に対して、必要な情報を提供する計画としております。</p>
149	5 民間事業者が提供するソフトウェア		<p>テスト項目の早めの公表について</p> <p>テストを短期間に滞りなく終了させるためには、テスト項目を極力早く公開していただくと、民間ベンダー側としては助かります。Web連携方式のテストの場合も事前にXML連携方式のテストを行っておくとスムーズに進むと考えられますので、XML連携方式、Web連携方式共にできるだけテスト項目を早く公表していただきたく希望します。</p>	<p>法務省の環境において実施するテスト項目については、平成22年10月末を目処に提供する予定です。また、民間事業者にて、擬似的な登記・情報オンライン申請システムのテストプログラム(スタブ)の開発が可能となるよう、平成21年度末を目処にWebサービス連携方式を採用される民間事業者に対して、必要な情報を提供する計画としております。</p> <p>なお、XML連携方式については、法務省の環境での試験はありませんので、テスト項目の提示は予定しておりません。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
150	5 民間事業者が提供するソフトウェア		新システム稼働後のテスト環境の提供について 法務省の次期システムスタートに際するテストのみならず、平成23年2月14日以降についても各民間ベンダーは公開された仕様の範囲内で各社が工夫している様々な機能を装備して行くことが予想されます。その都度、法務省に今回のようなテスト機会をお願いすることはお互いに大変となるため、随時民間側でテストができるような環境(テストサーバの公開と検証申し込みの仕組み)を提供していただきたいと希望します。	民間事業者様のテスト実施に当たっては、 ・システム側のサーバの環境保全 ・トラブル発生時の短期間での原因特定 ・リリース前の民間事業者製品に係る情報を秘匿するの3点から、事業者個別に実施する必要があり、環境利用に当たっては、事前申込とする予定です。 また、テスト用サーバはシステムの保守目的を兼ねているため、必ずしも、希望時期に対応しかねる場合がある旨、ご了承ください。
151	5 民間事業者が提供するソフトウェア		Webサービス連携方式を採用されることについては、評価いたします。 但し、Webサービス連携方式についての民間事業者へのテスト環境の提供は、新システム運用開始の相当前に提供されることとして、新システム運用開始時に民間事業者提供のソフトが使用できる状況を実現していただきたい。 民間事業者のテストは、各社1～2日程度を予定されていますが、この期間のテストで十分であるかどうかについて、民間事業者の意見を聴取いただきたい。また、できるだけ効率的にテストを完了させるために、あらかじめテスト項目を各民間事業者者に伝達いただきたい。	Webサービス連携方式のテストは、適切なテスト環境を御提供するため、登記・供託オンライン申請システムの本番環境と登記情報システム等各種情報システムとの本番環境同士での移行リハーサル(平成23年の1月1日から3日を予定)が終了し、リハーサル結果等に対するプログラム修正等の対応(リハーサル後1週間)が終了した後にしたいと考えております。このため、テスト環境の御提供時期は、平成23年1月11日以降となる見込みです。 なお、法務省の環境において実施するテスト項目については、平成22年10月末を目処に提供する予定です。 また、XML連携方式については、法務省の環境での試験はありませんので、テスト項目の提示は予定しておりません。
152	6 登記以外の手続について		登記情報について公的手続きで必要とされる場面がいくつかあるが、省庁間等で情報共有し、登記を済ませた者はその番号を記述する事で他の省庁等で行う行政手続きにおいて登記事項証明書等を改めて取得しなくても手続きが可能になる等、登記を行っている者の利便性等も確保して頂きたい。	行政機関等へのオンライン申請時に登記事項証明書の提出の代わりに、登記情報提供サービス(http://www1.touki.or.jp/gateway.html)の照会番号サービスによって提供される「照会番号」を提供することにより、同申請を受領した行政機関等がこの照会番号に基づき登記情報の確認を行えるサービスを提供しています。 御指摘の省庁間で情報を共有すること等により添付情報を省略することにつきましては、実施に係るシステム上の仕組みや必要となる経費と実施の効果の観点から慎重な検討が必要と考えられますが、その実施の適否については、検討してまいります。
153	6 登記以外の手続について		電子公証手続きについて 公証役場に、取りに行かねばならないのをやめてほしい。 データをファイルで送信してくれればいいだけだ。 そのための必要な法改正があれば、早急にすべきだ。 それだけ。	今後のオンライン申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
154	6 登記以外の手続について		供託手続きについて イレギュラーな供託文言の入力に対応できない。 不動産登記と同じで、穴埋め方式ではなく、データ一括送信方式のほうが、効率がよい。	今後のオンライン申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
155	6 登記以外の手続について		<p>・電子納付システムを第1案ないし第2案のように改善すべきである。(第1案が別途添付のファイル001-1、第2案が003。)申請を取上げて再申請する場合、印紙納付では再使用証明制度(登録免許税法31条3項)により即座に印紙の再使用が可能であるが、電子納付では納付金の還付に時間がかかるため、再度登録免許税を準備する必要がある、利用されない要因となっている。取下の場合には、直ちに出金した口座に返金するシステムにすれば、利用が期待できる。 【編注:別添ファイルは本資料の末尾に添付します。】</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>
156	7 その他	登記申請受理証明及び登記完了証について	<p>特例方式を含め、オンラインで登記申請をした場合、どの物件について、何の登記申請を、いつ受け付けたのかを一覧できる書面ないし電子文書が発行されず、管理のために、結局のところ画面を全部印刷している状況です。登記完了証にしても、登記の目的が実際の申請と同一ではなく、概括的に記載ないし記録されているため、別に申請書の写しないし電子文書を印刷したものを依頼主に渡しています。オンライン登記申請を行うようになってから紙の消費量が倍増して困っています。改善をお願いします。</p>	<p>新システムが提供する「申請用総合ソフト」においては、ソフト内で申請事件の処理状況一覧を表示し、申請データの一元的な管理を可能とするとともに、受付番号、受付年月日、登記所及び申請情報等を転記した「受付のお知らせ」を申請事件ごとに表示させ印刷可能とする機能を実装する予定です。 また、登記完了証の記載内容の充実については、引き続き、改善方策について、検討してまいります。</p>
157	7 その他		<p>④ 6月29日全国公表された「オンラインからの登記識別情報ダウンロードの不具合」問題(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/olshikibetsudl_index.html)については、いつごろ、誰から(資格者団体か?)の情報提供によって判明したものか?その判明時期からどれくらいの期間を要して公表にいったのか?公表時期として、意見募集の締め切り間際になったことは適切なものといえるのか?甚だ疑問であり、この点は詳細に明らかにすべきであります。</p>	<p>本件事象の公表時期については、事案の調査状況に応じて速やかに公表したものです。 なお、情報提供者に関する情報を公表することはできません。</p>

項番	意見の分類	その他の場合の 意見の標題	意見	考え方
158	7 その他		<p>2. (概要)6. 30骨子案を策定する前に、まず自民党・登記オンラインPT(第6回・20年1月21日開催)資料に掲げられている、法務省としての施策事項の進捗状況と目途をきちんと公表すべきだ。 一(意見)以下、「不動産登記オンライン申請利用促進のための緊急に講じる具体的な施策」(参照 http://www.shimazaki-net.jp/new/jimin-online-PT/PT6-moj-02.pdf)を現時点で私なりに、○・×・△・?で評価してみると、</p> <p>1 システム関係 △? ・民間の登記申請用ソフトウェア開発業者との連携 ×? ・登記識別情報関係様式の入力簡易化のための機能の追加 ×? ・オンライン物件検索を可能とするための機能の追加 × ・民間開発業者へのテスト環境の提供 × ・法務省が提供する登記申請書作成支援ソフトウェアの充実 × ・法務省オンライン申請システムの能力増強 × ・法務省ホームページの充実</p> <p>2 法務本省の取組 ○ ・不動産登記オンライン申請利用促進協議会(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁護士連合会及び全国銀行協会)の開催 △ ・日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に対する説明会の実施 ?? ・全国銀行協会等金融機関関係団体主催研修会への参加 ?? ・嘱託規定がある法人への改善策の説明、PR ?? ・法務局職員に対する説明会の実施 △? ・毎月の利用件数をホームページで公開</p> <p>3 法務局の取組 ?? ・司法書士会及び土地家屋調査士会に対する説明会の実施 ?? ・金融機関に対する説明及び要請 ?? ・地方公共団体に対する説明及び要請(オンライン嘱託の利用促進) △?? ・利用者アンケートの実施 ?? ・法務局通信ネットワークでの情報共有(職員間の情報共有(成功事例の紹介等))</p> <p>×4 職員の取組 ?? ・法務省職員による住基カード(公的個人認証)取得キャンペーンの実施 ?? ・法務局職員の登記事項証明書(職員の物件)のオンライン請求運動の実施 ?? ・法務局職員(自身の)の公的個人認証取得キャンペーンの実施</p> <p>×5 その他 △? ・ポスター及びパンフレットの配布</p> <p>以上のとおり、これらの論点についての達成状況に関する情報がどこに公開されているか不明であるので軽々に評価できないにしても、実際の日々の利用者としての目から見ると、総じて、「やる気あんなのか!」と思わざるをえないほど、施策の達成度は、落第点であると評価せざるを得ないのであります。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
159	7 その他		<p>3. (概要)6. 30骨子案策定の前に、06年12月の「登記識別情報制度についての研究会」報告書で指摘された問題点(有効証明自動化や失効申出制度廃止の可能性など)をすべて解決できるか検証し、制度の存廃を決定すべきだ。</p> <p>一 (意見)いわゆる「登識研」報告書にもあるとおり、登記識別情報制度におけるさまざまな問題点(http://www.moj.go.jp/KANBOU/SHIKIBETSU/hokoku.pdf)は、制度発足当初から分かっていたことではありますが、いわゆる「登識研」の報告書の発表から「すでに2年半が経過」しても、改善を要求されているにもかかわらず、一向に手つかずで放置されている問題点がほとんどであります。もしこのまま放置されたままですと、07年11月に日弁連が「1年以内の廃止意見」を表明(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/071122.html)したとおり国民の登記制度利用に支障をきたすことは明白であります。にもかかわらず法務省は、それから一年半の間、政省令の改正のみを行い、付け焼刃のシステム改善を繰り返し税金の無駄遣いをして、問題の抜本的解決となる「法改正を放置」してきた。その結果が、たびかさなる不具合の発生であり、今般の更なる不具合発覚であるから、この登記識別情報制度の不具合の「再発防止策は、もはや制度の廃止しかありえないことが判明した」のであります。よって、少なくとも登記識別情報制度の廃止を前提とした新システムの骨子案をも策定すべきであります</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、「登記識別情報制度についての研究会報告書」で指摘された問題点についても、登記識別情報の有効性確認に加え、資格者代理人による登記識別情報に関する代理請求(本人の委任状、電子署名(印鑑証明書)が不要)の創設等の対応をとっており、その他の問題についても、その必要性を応じ、引き続き対応をとることとしています。</p>
160	7 その他		<p>4. (概要)登記識別情報制度は、今般の6・29事件のほか事件事故が多発して、その都度、多額の税金を投入しても再発防止できないので、制度的にもシステムのにも存在理由がなく、これを廃止した骨子案とすべきである。</p> <p>一 (意見)これまでも登記識別情報制度におけるさまざまな不具合は、当初から懸念されていたことであって、たとえば「不適當な登記識別情報への対応結果について(2006/9/8)」(法務省HP) http://www.moj.go.jp/MINJI/oshirase2.pdf、「登記申請書作成支援ソフトウェアのパスワード不具合について(2007/10/10)」(法務省HP) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji139.pdf、ほか当局が公表していないものでは、「登記識別情報が破けて見えない不具合事件」 http://www.eonet.ne.jp/~nnn2005/fu/fu-tsj-2.htmlがあったのに、「国民のための登記制度の発展」を願う司法書士有志ら(http://www.cablenet.ne.jp/~tsj-haishi)の度重なる制度廃止提言(箴言)を、法務省は無視しつづけ放置してきた。つまり、次のとおり http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ikenbox/h20/kaitou.pdfや http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kongo/digital/pubcom/05.pdfでも分かると思うが、これらの箴言を放置してきたことがそもそもの不具合の発生原因であり、人為的ミスと言わざるをえない(添付4)。そして、今般6月29日の不具合発覚は、まさに対症療法でごまかし続けた結果であって行政の無謬性によるものであり、根本治療を先送りしてきた法務省の怠慢であり、行政の不作為であり、不動産登記法制定時の附帯決議を忘れた立法機関(政治)の対応の甘さであると言わざるをえない。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の 意見の標題	意見	考え方
161	7 その他		<p>5. (概要)「登記識別情報を提供すべきときに提供しないまま登記完了した事件」等もあり、登記識別情報制度は国民に対する背信制度であり、存続すべき立法理由はもはやどこにもなく、これを廃止した骨子案とすべきだ。</p> <p>一 (意見)①この事件は書面申請において複数件伝聞しており、ただちに原因究明すべきであるが、現行の登記識別情報制度は、登記完了後に登記識別情報そのものを廃棄してしまったため、「照合したかどうかの事実、検証不能な制度」であるので、登記官のための免責要件として、官に都合の良いことばかりの不適切な制度といわざるをえない。従って、早晚、国民の登記制度利用において、甚だしい損害を及ぼす可能性が非常に高く、不動産登記法1条の「目的」であるところの、「この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする」の立法趣旨に反しており、直ちに廃止しなければならない。②また、電子申請のために、本人しか知りえない情報であることを以って、本人確認の制度根拠としていた登記識別情報制度は、半ライン別送方式(実質は書面申請であって偽装オンライン)の導入により、制度矛盾になったのだから、これを廃止した新骨子案とすべきである。すなわち、登記識別情報制度は、「本人しか知りえない情報であること」を根拠に、「本人確認」のための制度としていたのにもかかわらず、目先のオンライン利用率を上げるために別送方式の偽装オンライン制度を導入してしまい、第三者である代理人が暗号化して送信することになったのであるから、もはや制度矛盾を生じている。これを「書面申請にも使える制度」だということは、詭弁といわざるを得ない。なぜなら、別送方式による半ライン申請ならば、登記済証制度のままでよいので、登記識別情報制度を導入する必要はないからである。しかも、制度矛盾のまま政省令のみを改正することは、法律違反である。したがって、このような制度根拠を失っている致命的な欠陥を孕む制度は、直ちに廃止して、新オンラインシステムを構築し直さねばならない。</p>	<p>御指摘のありました事案については、事実関係を確認し、その事実が認められる場合には、登記所に対し、必要な指導を行ってまいります。</p> <p>なお、<u>登記識別情報制度</u>に関する意見に対する考え方については、<u>項番7、登記済証制度の復活</u>に関する意見に対する考え方については、<u>項番10</u>のとおりです。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の 意見の標題	意見	考え方
162	7 その他		<p>6. (概要) 登記識別情報は、いわゆる個人情報であるが、実は登記識別情報通知書という書面にシールを貼って個人情報に配慮したふりの偽装制度であって、自ら変更することも有効証明の自動化もできず、憲法違反で廃止すべし。</p> <p>一 (意見) 登記識別情報は、いわゆる個人情報であるが(先般の佐藤幸治元司法制度改革審議会会長をはじめとする情報ネットワーク法学会の新保史生慶大准教授にご教示いただきました)、その内実は、登記識別情報通知書という「書面」にシールを貼って、個人情報に配慮したフリをしているだけである。一般の国民(個人)が、個人の情報を「個人情報として」オンライン利用することができず、登記をするときには、司法書士や土地家屋調査士が代理して暗号化して提供しなければ、オンライン申請できない状態は、「本人しか知り得ない情報であること」を前提にした登記識別情報制度が、本人以外の司法書士が知って暗号化して提供してしまうことであって、個人情報保護法違反であり、まさに個人の尊厳の発露であるところの「自己情報コントロール権」の侵害であり、憲法13条違反である。したがって、これを起案して政省令を改正して個人情報コントロール権侵害をさらに強行した法務省や、これを自己の免責特権として利用している法務局(登記官)は、憲法99条の憲法尊重擁護義務違反である。したがって、この登記識別情報制度は、憲法13条及び99条違反により廃止しなければならぬのであり、廃止しないこともまた、憲法違反である。</p> <p>しかも、個人情報保護法上、失効申出制度は廃止や制限をすることはできないのであるから、そのため失効申出制度の存在に基づく取引障害は取り除くことができない。また有効証明の自動化についても、登記官の「証明」責任の問題が絡み、システム上解決不可能であるため、先の「登識研」報告書で問題点とされた論点は悉く改善できないことが判明している。従って、登記識別情報制度はこの点でも不動産登記法1条違反なのであると同時に、個人情報保護法違反の問題を孕み、この問題を解決できないことは憲法違反の制度である。</p> <p>一方、司法書士が、申請人本人であることをさまざまな情報を手がかりに確認し、それをもって登記申請したことがわかれば、登記の真正(正確性)は確実に保たれる。現にそういう制度があるのであるから、これらの制度を利用しやすいように、法改正すればよいのである。たとえば、本人確認情報制度の規定が面談を必要としたり、細かすぎるせいもあるが、登記識別情報制度の補完手段にすぎないと規定されてしまっていることが利用阻害要因となっている。すでに自民党PTでは、選択的手段だという法務省の見解があるにもかかわらず法改正をしないから、この誤った利用が横行している。したがってこの無駄な登記識別情報制度をまず廃止すれば、登記識別情報制度にお金をかけることなく、同時に使いつらい本人確認情報制度を改正すれば、新オンラインシステム改善は進むのである。</p>	<p>登記識別情報制度において、登記の申請が完了したときに登記識別情報の通知を受けるかどうかについては、申請人が選択することができることとされています。また、登記の申請を本人が行うか資格者代理人に依頼するかどうかについても、申請人が選択することができるようになっていません。したがって、御意見にあるように登記識別情報制度が違法なもの、あるいは不合理なものであるとは考えておりません。</p> <p>なお、登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については、項番7のとおりです。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の 意見の標題	意見	考え方
163	7 その他		<p>7. (概要)IT戦略本部の報告書の項目に「添付書類の見直し(省略・電子化)」として、「申請者の負担軽減という観点から、より一層添付書類の削減や電子化に取り組む必要がある。」とある点を踏まえた骨子にすべきである。</p> <p>一 (意見)新改革戦略評価専門委員会や電子政府評価委員会が何をどう評価しているのか、疑問の余地がないわけではないが、その報告書に「オンライン利用促進に向けた環境の整備」の項目に「添付書類の見直し(省略・電子化)」として、「一部の手続きにおいて添付書類の省略等の取り組みが行われていることは評価できるが、申請者の負担軽減という観点から、より一層添付書類の削減や電子化に取り組む必要がある。特に行政機関が保有する情報を添付させるものについては、システム連携の促進等によって、申請者の添付省略を進めるべきである。」と述べられていることをまったく考慮していない点は甚だ遺憾である。不動産登記申請だけ、他の申請とどれほど特別に考えているのか不明であるが、登記の歴史を紐解き、まず日本や諸外国の登記制度をいちから見直すことや、すでに法務総合研究所の「研究報告」http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno.17_2.pdfや「日本とドイツにおける不動産公示制度の研究」(大場浩之早大准教授の博士論文 http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/28842/3/Honbun-4615.pdf)のような優れた論文なども公表されているので今一度読み直すと、その中から「電子申請には電子申請なりの構造」を再構築するために参考に出来ることもあるので、ぜひ添付の文献をお読みいただきたい。特に、元来「登記済証は添付書類ではなかった」という新谷正夫先生の論稿(添付3)はもちろん、登記制度研究における古典といわれる福島正夫先生や渡辺洋三先生の登記制度に関する著作や清水誠先生の最近の論文「三度、市民法の劣化を憂えるー不動産登記法の2004年改正についてー」(渡辺洋三先生追悼論集『日本社会と法律学ー歴史、現状、展望』2009年3月10日日本評論社発行)(添付2)は、国民にとっての登記制度の将来を見据えるものとして、必読である。</p>	<p>御意見として承りました。</p> <p>なお、<u>省庁間で情報を共有すること等により添付情報を省略することに関する意見に対する考え方</u>については、項番152のとおり。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
164	7 その他		<p>8. (概要) 幾ら言っても聞かずに聞いてみるのが、登記識別情報制度のような合理性のない制度を孕む不動産登記法は、世界中の笑いものだ。国際協力で登記法などを輸出する時代に、これを前提とした新システム骨子案は論外だ。</p> <p>一(意見)おわりに。繰り返しになるかもしれないが、2005年3月の不動産登記法施行から丸4年以上たっても、さまざまな利用者国民(不動産業界、金融機関等を含む)にとって、各所で言われているとおり、登記識別情報制度は取引障害であり不都合のままである。「登識研」報告書で指摘されたさまざまな問題点は、すでに4年たっても全く解決しえないものであることが判明している。そしてその解決不能は「永遠の取引障害」にもかかわらず、「国民のための登記制度」として登記識別情報制度を廃止できないことは、そのために税金の無駄遣いをさせ、オンラインシステムの開発・発展を妨げており、国民のための登記専門職能である司法書士のひとりとして、甚だ遺憾であり、忸怩たる思いがある。まずは実際の日々の不動産取引の現場を一度見てほしい。登記済証ではなく登記識別情報であるがために、立会では「シールをめくるな」と言われ、仕方なく、なにかあったらキチンと対応してくれと条件をつけて未失効証明で対応するにしても「瞬時に回答が得られない」のであって、「最後にシールを剥がしたら中身が見えなかった」としたら、結局、時間をかけてまた他の方法の準備をしないおさねばならない。これでは、取引にならない。いつもではないにしても、これからシールの劣化により、これらの問題は多発することは明らかである。こんな合理性のない登記法は、世界中の笑いものです。いい加減に、とっとと改正してくれませんか？</p> <p>それにしても、今回の6・29事件はすいぶん神経使っているようですが、こんなことにお金をかけるより、司法書士や調査士を活用したほうが、よほど税金は浮くと思いませんか？そもそも資格者は、国民のために働くのが仕事なのです。資格者自身の団体の費用で、倫理研修等することによって、国民のためになる仕事ができる。場合によっては、さらに試験をかければ、もっと真正が保てる。國が、一部のゼネコンのみにお金をかけるよりも、ずっと効率的だと思いませんか？お金は還流しないでしょうが(笑)。電子社会であればあるほど、中間の「人」、それもしっかり訓練を受けた人が必要なことはもうわかっているでしょう。大抵のことでは責任を問われない構造の公務員では、もはや電子社会は統治しきれないのです。経済活動の荒波でもまれている民間の資格者なら、そんなにへんなことはしませんよ。日々、懲戒で脅されており、万一のことがあれば、飯が食べなくなるんですから(笑)</p>	<p>御意見として承りました。</p>
165	7 その他	<p>登記オンラインの目的について</p>	<p>とにかく、法務省の皆さんは、一度で良いから、法務省のオンライン登記申請システムを使ってみてほしい。</p> <p>それで、これから、私の言うことが間違っているかどうか、判断してほしい。</p> <p>1. 不動産登記法の改正の目的？</p> <p>一不動産登記法はその第一条に「この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする」と規定している。問題山積の登記識別情報制度はこの目的に反しており、直ちに廃止しなければならないはずである。</p> <p>そして、「国民の負担軽減と利便性の向上と内部業務の効率化」のために制定したはずだが、いずれも達成できておらず、逆に悪化している。利用者の使い勝手が悪く、利用が進まないために、せっかくIT戦略本部がユーザビリティガイドラインを策定したのに、なぜ今回、登記オンラインの新システム設計・開発に、最大の利用者たる司法書士ら資格者が参加できなかったのか？</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。</p> <p>また、登記・供託オンライン申請システムの設計・開発に当たっては、設計の初期段階である本年6月に骨子案を公表し意見募集を行い、本年7月及び8月には、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会の資格者団体に対して、実際の手続と同様にマウス等の操作によって、大まかな操作が行える画面(モックアップ)を用いた操作を実施の上、御意見をいただきました。</p>
166	7 その他	<p>登記オンラインの目的について</p>	<p>2. なぜ特許庁を見習わないのか？</p> <p>一特許庁へのオンライン出願率は、特許・実用97%、意匠92%、商標84%と、オンライン申請の成功例であり、利用ソフトの完成度も高い。なぜこのような成功例・成功モデルを踏襲しなかったのか？(それは登記識別情報などという無用のシステムを噛ませて、ひともうけしようというITゼネコンの野望があったからではないか？)</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
167	7 その他	登記オンラインの目的について	3. 事務効率の向上を目指さないのか？ 一新システムでは、登記記入の自動化(自動転記)は可能になるのか？そのほか業務が効率化する具体例はあるか？	現行システムにおいても、申請情報から登記の記入事項へ取り込む機能は設けておりますが、氏名の間に入力された空白を消す必要がある場合等、取り込んだ後に修正が必要な場合も多いと認識しています。引き続き、順次改善していきたいと考えております。 また、その他の業務効率化策についても、改善に努めてまいります。
168	7 その他	登記オンラインの目的について	4. 行政改革・行政効率の向上はどこへいったのか？ －登記特別会計が導入された昭和60年当時には、登記所が全国1170箇所あったが、本年4月1日現在490箇所となっており(事業仕分け時には民事局長が479箇所といていた)、登記所数は半減した。登記事件数は、この15年でバブル崩壊もあったが、4分の1以上減少しており、業務量は明らかに減少しているはず。しかし、登記所職員数は、当時から一割も減っていない。つまり、業務の処理効率が悪くなったのであり、とても行政改革とはいえない。 穿った見かたをすれば、面倒な「登記識別情報通知(書)発行業務」のために、登記所職員を減らすことができず、逆に、登記所職員を減らさないために、登記識別情報制度を廃止しないのではないか？ともいえる。法務省と全法務労組との馴れ合い談合の結果なのか？	御意見として承りました。
169	7 その他	登記オンラインの目的について	5. 結局、法務省としては、登記オンラインによって、「完全オンラインを目指すのか？事務の効率化を目指すのか？」ハッキリしない。 －完全オンラインを目指すなら、司法書士ら資格者を信用して、登記に係る利害を調整して、添付書類を省略した単独申請とするのが、税務申告や特許申請の例を見れば、一番効率的である。せつかく登記済証という物を廃止してオンライン申請を導入したのなら、また登記識別情報などという情報やシステムに頼るより、資格者を活用して国民のために働いてもらったほうが費用対効果もあがり、システム開発も安上がりである。情報やマシンの優先するのは、民主党政治には合わない！ また、行政効率をあげるなら、自動販売機を導入したり、記入や証明など自動化できるものは自動化していかなければ、電子化の意味がない。電子化した情報を電子情報として利用できないのなら、半ラインのままでもいいのであり、登記識別情報制度は存在意義がないので、廃止すべきである。 また、登記識別情報通知書より、登記済証のほうが登記の真正担保機能としては格段に上回っているから、登記済証を復活させたほうが国民負担は減るので、いまは行政効率を上げるための方策を考えながら、資格者を活用しつつ完全オンラインに段階を踏んで進むことがベターな方策だ。無理して完全オンラインのための登記識別情報制度に固執しても、登記の真正担保が図れず、取引障害を起こすだけで、暗号化のパスワードを通知書からコピーして入力するなど、世界中の笑いものになるだけである。	御意見として承りました。 なお、 <u>登記識別情報制度</u> に関する意見に対する考え方については、 <u>項番7</u> 、 <u>登記済証制度の復活</u> に関する意見に対する考え方については、 <u>項番10</u> のとおりです。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
170	7 その他	登記オンラインの目的について	<p>・システムや情報より人を。マシンよりヒューマンを。 いま一度、法務省はどちらの方を向いてオンライン政策を進めようとしているのか？ ITゼネコンの食い物ではないかと思われるのは、「5年たったらシステムの入れ替えを容認する」発言を、今回の事業仕分け作業の中で、法務省のCIO補佐官が発言していたが、このようなハックダム化を容認することは不適切である。 その前に、5年で無駄遣いにならないように、長持ちするシステムを開発するためにも、システムありきの不動産登記法ではなく、登記制度の利用者と登記オンライン利用者の声を反映した法律をつくったのちに、システムを作り込む必要がある。 したがって、システム負荷が増え、開発経費に係り、真正担保機能として登記済証に劣っており、利用者国民の負担ばかりが増えている登記識別情報制度は直ちに廃止して不動産登記法を改正してから、次期システムの開発に取り組むべきである。 登記識別情報システムの開発経費は、「セキュリティ」の名の下に、未だかつて公開されたことがないが、これが利用者への情報公開の妨げになって、無尽蔵に開発費用が貪られるのであれば、それは、国民にとって悲劇だ。そうではない代替の選択的制度が現状存在するのであれば、たとえば、使いにくいといわれる資格者本人確認情報制度を、同等なハードルの高さで設計しなおす手当てをすれば、そのほうが国民にとっては、有益である。なぜなら資格者は国民のために働くために国家国民から資格を与えられた存在だからである。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、登記識別情報制度に関する意見に対する考え方については、項番7のとおりです。</p>
171	7 その他	費用対効果に関する意見	<p>とにかく、法務省の皆さんは、一度で良いから、法務省のオンライン登記申請システムを使ってみてほしい。 それで、これから、私の言うことが間違っているかどうか、判断してほしい。 1.添付書類省略すらできない問題 ー法務省のオンライン政策、とりわけ登記情報システムには、これまで延べ1兆円もの予算がかけられたことは、地方分権改革会議資料などからもあきらかである。(決算ベースで幾らかかったか不明。)せっかく登記簿を電子化して、登記官はすべての登記簿を確認するのに、添付書類となる登記事項証明書ひとつ、添付省略がなぜできないのか？ 登記情報サービスの「照会制度」は値下げをしても1回465円もかかるため、書面の登記事項証明書を原本還付利用すれば3ヶ月間は使いまわしできるので、いつになっても半ライン申請となり、完全オンライン化などできない。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。 なお、法務省職員は、法務省オンライン申請システムを使用して実際の申請を行うほか、運用テスト環境において、申請書作成支援ソフトを用いて、様々な種類のオンライン申請のテストを実施しております。</p>
172	7 その他	費用対効果に関する意見	<p>2. 自動販売機をなぜ導入しないのか？ ー韓国では、すでに老朽化や偽造変造が問題となるくらい前から、普及している。 現在、登記所の統廃合計画により設置されている「証明書発行請求機」は、登記所の職員がひとり必ず付いて印紙を販売したり、証明のために常駐しなければならず、人員削減になっていない。いつになってもパソコンを使えない一般の国民に、オンライン化の恩恵が享受されない。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
173	7 その他	費用対効果に関する意見	<p>3. なんといっても、問題の多い登記識別情報制度をなぜ廃止しないのか？</p> <p>ープログラムミスの検証ができず、あげくのはてに、目隠しシールが剥がれずに、結局オンラインで使えない事態が全国で多発しているおり、これから経年劣化でどんどん問題化するのが目に見えているにもかかわらず、通知書の用紙のデザインを変えるだけの対応しか出来ない。</p> <p>登記識別情報問題の根本的な解決を先送りしてどうするのか？自民党オンラインPTでも明らかになったように、それ以前から、いわゆる「登識研」でも報告されているとおり、「登記識別情報制度は取引障害となっている」のは周知の事実なのであるから、PTで緊急対策となっていた課題の進捗の検証を含め、少なくとも有効証明(確認)自動化の問題は、(日弁連の意見書のとおり)1年以内に解決されなければ、国民の財産権や幸福追求権等の侵害にもあたりかねない。</p> <p>そのほか、登記識別情報の通知も、結局、半ライン特例方式においては、金融機関の言うことばかりを聞いて、書面通知を認めたが、これによって、「電子情報としての登記識別情報は使い物にならない」ことが明白となった。はじめから利用者の意見を聞いて制度設計しなかった法務省の政策担当能力の欠如といわねばならない。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、登記識別情報通知書目隠しシールがはがれない事象に関する意見に対する考え方は項番58のとおりです。</p>
174	7 その他	費用対効果に関する意見	<p>4. 外字の問題</p> <p>ー戸籍を扱う民事一課の統一文字を利用すればいいのに、二課で独自に法務局単位で個別対応をさせているため、全国的なオンラインの外字変換対応ができない。これから登記所47庁構想となり、オンライン申請を義務化しなければならない可能性が高いというのに、費用対効果の上がらないやり方であると言わねばならない。</p> <p>尚、現状のオンラインシステムは、申請情報をプリントアウトするというナンセンスの上に、外字があると、さらにビットマップ方式で一枚別にプリントアウトされる。ある登記所所長は、「地球環境問題上よろしくない」といっていたが、申請情報をプリントアウトして審査する形態自体こそが、お粗末で世界中の笑いものである。</p>	<p>外字入力の特例化については、引き続き、検討してまいります。</p>
175	7 その他	費用対効果に関する意見	<p>5. 半ライン特例方式のPDF添付問題・還付先指定の問題</p> <p>一同様に、特例方式は、書面申請にくらべて二度手間であり、利用促進の妨げとなっている。空申請の防止というお題目ではあるが、実際にPDFがついていないことで、空申請の防止に役立った事例がどれだけあるというのか？あきらかにすべきである。実際、司法書士ら資格者申請が95%以上の登記オンライン申請において、そのように資格者を信用できない取扱いで、事務効率が上がる可能性があるだろうか？さらに還付金詐欺が頻繁におこなわれているのに、電子納付した後の取り下げや却下の際の、還付金の指定が、代理人に指定できないのは、混乱を招くだけだ。</p>	<p>今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。</p> <p>なお、特例方式による登記の申請の際の登記原因証明情報の取扱いに関する意見についての考え方は、項番20のとおりです。</p> <p>おって、電子納付した後の登録免許税の還付金を代理人の口座にも指定できるとする取扱いについては、当省から国税庁に申し入れを行い、協議した結果、本年6月から可能となっております。</p>
176	7 その他	登記所の対応について	<p>司法書士に利用促進を言う前に、登記所職員の教育が必要である。</p> <p>司法書士はオンライン申請の利用促進のために、書面申請よりも手間のかかる実質書面申請である、オンライン申請をしている。</p> <p>そのような申請人に対し、不適切な対応をした登記所がある。</p> <p>【不適切な実例】</p> <p>平成20年6月25日午後2時ごろ、東京法務局〇〇出張所に会社の設立登記を申請しようとした代理人は、オンライン申請システムにログインできなかった。</p> <p>この設立登記は、申請日(会社の設立日)が指定されていたので、オンライン申請できないのであれば、書面申請にしようかと管轄登記所に問合せたところ、オンライン申請用の申請情報の画面プリントを登記所にFAXすれば、翌日に対応するという回答を得て、代理人としては、当然に、25日付で処理してくれるものと思い、書面申請はしなかった。</p> <p>26日、登記所に対応状況を確認するため電話したところ、「東京法務局経由で法務省に問合せた結果、25日付けで処理することはできない。」言われ、26日付の登記申請となった。</p>	<p>オンライン申請に関するお客様からのお問い合わせに対する対応については、会議・研修等の機会を通じて職員を指導してまいります。</p>

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
177	7 その他	登記所の対応について	システム上の問題とか、本来、登記所内で処理されるべき問題まで、利用者側の責任にされ、不当な取下げの指導をされた事例もある。 不適切な登記所職員の対応に対処するために、職員用の手引書の公開を要求する。	御指摘のありました事案が発生することがないよう、会議・研修等の機会を通じて職員を指導してまいります。
178	7 その他	登記所の対応について	【平成21年5月25日の事例】 本来5月26日受付処理される事件を、25日の最終の受付番号の枝番を使用して、5月25日の受付処理がされた。 厳格な要式行為である不動産登記申請が、何らの法的根拠も無く、補佐官の事務連絡によって、このような違法な処理がされたことは極めて不適切である。 これでは、どのような申請がされても、却下などできないのではないかと？	御指摘のありました事案につきましては、登記情報システムの不具合により、登記の申請を受け付けることができなくなったために、申請人の利益を保全するために行った取扱いであり、この取扱い自体が不適正であったとは考えておりません。
179	7 その他	登記所の対応について	司法書士に利用促進を言う前に、登記所職員の教育が必要である。 13号様式を提供するように補正通知を受けた事例がある。 平成20年1月11日法務省民二第57号通達、第1の3の(6)では、13号様式の添付がない場合であっても、却下事由にはならない。 補正通知をした登記官は、先の通達を知らなかったということであり、極めて不適切な対応である。	御指摘のありました事案が発生することがないよう、会議・研修等の機会を通じて職員を指導してまいります。
180	7 その他	登記所の対応について	司法書士に利用促進を言う前に、登記所職員の教育が必要である。 特例方式実施後に完全オンライン申請した申請事件が、添付書面の提供を待っていたという理由で、10日ほど審査せずに放置された事例がある。 特例方式が始まった際の通達では、添付書類を別送する場合は、申請情報の添付情報の欄に、「特例」とか「別送」とか記載するようになっているが、そんな記載をしても登記所では確認していないようだ。 安定して稼動するシステムを提供することは当然のことであるが、登記所職員の教育も必要である。	御指摘のありました事案が発生することがないよう、会議・研修等の機会を通じて職員を指導してまいります。
181	7 その他	民間事業者のためにテスト環境の提供	平成20年6月23日から申請書作成支援ソフトの「試行版」の配布を始めて、「新着情報」で公表したのは6月27日。即日申込をしたが、配布を拒絶された。 現在、オンライン登記申請の主な利用者は司法書士であり、司法書士だけが利用していると言っても過言ではない。申請書作成支援ソフトが変更されれば、一番影響を受けるのは司法書士であり、司法書士は変更後のソフトを利用するために事前に配布を受け、理解する必要がある。 ソフトの配布要求を拒絶した登記情報センター室の対応は、オンライン登記申請利用促進を阻害するものであり、極めて不適切である。 オンライン申請の利用促進を言うのであれば、民間事業者だけでなく利用者にも提供すべきである。	当該申請書作成支援ソフトの試行版(V4.0Z)は、配布の際の御案内でお知らせしていたとおり、登記申請書作成支援ソフトのバージョンアップに伴う変更内容の一つとして、法務省以外で一般に提供されている登記申請書作成用のソフトウェアとの連携を図るための機能追加を行っていたことから、登記申請書作成用のソフトウェアを一般に提供している民間事業者におけるソフトウェア開発の参考としていただくために配布を行ったものであったため、配布先を登記申請書作成用のソフトウェアを一般に提供している民間事業者に限らせていただきました。 なお、平成22年10月末頃に配布を予定している「申請用総合ソフト」の試行版については、登記申請書作成用のソフトウェアを一般に提供している民間事業者だけでなく、一般に配布する予定です。
182	7 その他	登記完了証の内容	登記完了証の内容が薄すぎます。誰が申請した、どのような申請なのかが表示登記では重要なのですからもっと細かく申請人や申請不動産の表題部の内容も記載したものを完了証としてほしい。特に登記の日を記載してほしい。現在の完了証にある日付は完了証の作製年月日であり、登記の日ではないからです。	登記完了証の記載内容の充実については、引き続き、改善方針について、検討してまいります。
183	7 その他	申請人の作った書類	添付情報で現在は申請人の作製した書類は令13条が使えず、特例を使って届けなければなりません。完全オンラインの妨げになっているので申請人の作った書類でも令13条が使えるようにしてほしい。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

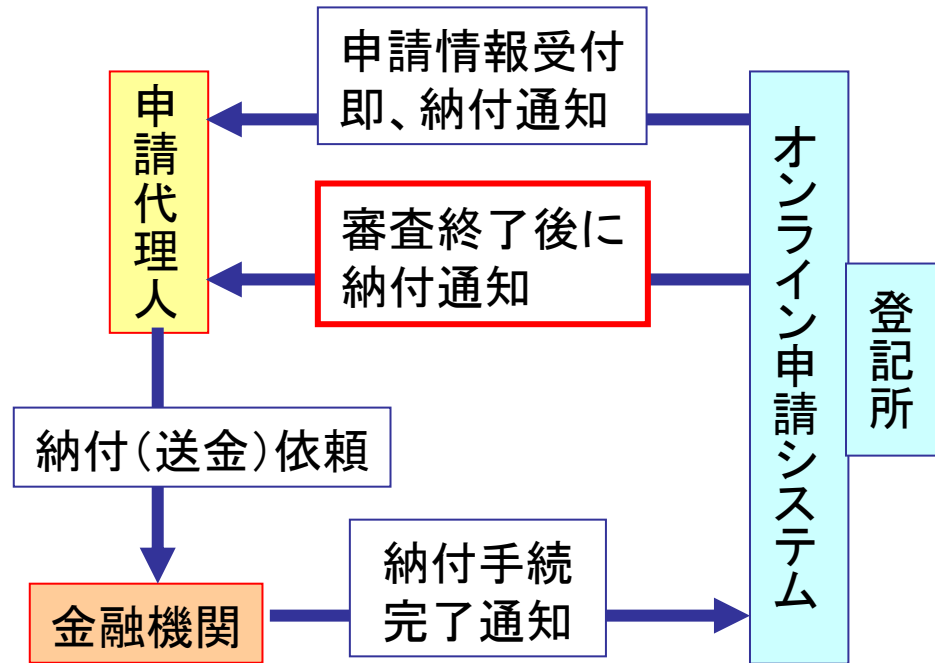
項番	意見の分類	その他の場合の意見の標題	意見	考え方
184	7 その他	申請人の作った書類	添付情報で現在は申請人の作製した書類は令13条が使えず、特例を使って届けなければなりません。ここで問題となるのは嘱託登記で官公署が申請人になった場合の申請です。官公署の行った嘱託登記に官民確定証明書、隣接地の所有者の住民票や相続関係の戸籍などすべて官公署(申請人)が作製した書類となってしまうため特例しか使うことができません。これは非常に不便すぎるので官公署が申請人の場合にも官公署が作った書類は令13条つかえるようにしてほしい。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
185	7 その他	令13条での提示	添付情報での令13条での原本提示についてですが、完全オンラインの妨げになるので土地家屋調査士が電子署名した場合には提示がいらないようにしてほしい。これにより申請時に法務局に行かなくてすみ完全オンラインが可能になるからです。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
186	7 その他	官公署からの依頼での甲号申請	公共嘱託登記などの官公署から仕事を依頼された場合、登記事項証明情報は無料で申請できる市長印をおした書類を発行してくれます。オンラインでその書類を添付して無料で甲号申請ができるシステムを作ってほしいです。	現状においても、官公署が権利者となって行う登記の申請(甲号申請)については、登録免許税は免除されています。 なお、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の電子証明書に対応するシステム改修については、平成21年2月に、政府認証基盤(GPKI)の電子証明書についても、平成21年7月から対応することが可能となっております。
187	7 その他	家屋番号も再利用	今後において家屋番号の再利用ができなくなるという情報があります。現在では一応エラーがでるができています。再利用ができなくなるようにしてください。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
188	7 その他	底地上の家屋番号検索	甲号申請における建物家屋番号についてです。地番上の建物の家屋番号が地番と大きくかけ離れている場合が現状あります。法務局窓口では底地上の建物全部とお願いすれば調べて登記事項証明書をだしてくれます。オンライン申請でも底地から建物を調べるシステムを作ってほしいです。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
189	7 その他	地図のデータ提供	地図の写し申請をした場合にベクターデータ提供を行ってほしいです。それにより将来は分筆時の分筆予定線をいれた地図のベクターデータを添付した分筆登記申請ができるはずですが。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。
190	7 その他	意見募集結果における「主な意見の概要及び対応方針」の5 その他 2に示された意見内容及び対応方針について	不適切な補正指示・取下の要請の原因は、登記所の職員がオンライン申請システムを申請に使用する機会がなく、その操作などが実際にどうなっているか分からないことにあると考える。 したがって、申請用総合ソフトの体験版の配布に当たっては、登記所内部にも配布した上でその使用方法について研修等を実施し、新オンライン登記申請システム稼働後のにおいても、ソフトやシステムが実際にどのように稼働するか、登記所内部において確認できるようにすべきである。	登記所における「申請用総合ソフト」の体験版の導入について、検討する予定です。
191	7 その他	登記情報提供サービスでの登記情報、地図情報の請求について	登記情報と地図情報の一括請求を認めるべきである。 また、登記情報の取得後に、物件情報をそのまま使用して地図情報を取得すること、その逆の順序での取得も可能となるようにすべきである。	登記情報提供システムにおける登記情報と地図情報の一括請求については、今後検討してまいりたいと考えます。
192	7 その他	今回の意見募集における意見募集要領別紙の「意見の分類」について	分類の項目が、『「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する主な意見の概要及び対応方針』に記載された項目番号と対応しておらず、意見募集結果に対する意見募集としては、きわめて分かりにくい。 項目を一致させるか、対応関係を明示すべきである。	『「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する主な意見の概要及び対応方針』は、骨子案の項目に沿って取りまとめを行いました。それでは、内容に対して項目(分類)が重複してしまったことを踏まえ、意見募集の結果より新たに項目(分類)を設定しました。
193	7 その他	オンライン申請受付時間について	17時15分までに、オンライン申請を送信すれば、当日付で処理して頂けるように希望致します。 それが、不可能であれば、何時までに送信すれば当日受付で処理されるのか時間を確定して頂きたいと思っております。	午後5時15分までに「登記・供託オンライン申請システム」に到達した申請について、当日中に登記所での受付が行われる仕組みを検討しています。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見募集(平成21年11月)結果(詳細)

資料5

項番	意見の分類	その他の場合の 意見の標題	意 見	考え方
194	7 その他	受領書の発行について	商業登記では、オンライン申請でも受領書の発行が可能であると聞いておりますが、不動産登記でも受領書を頂けると、利用件数は伸びると考えます。	官職署名を付した受領の証明書を即時に交付することは困難なため、新システムでは、登記所で申請を受け付けた後、申請情報とともに受付番号、受付年月日、登記所及び申請内容を表示する「受付のお知らせ」を送信する予定です。
195	7 その他	登記完了証について	オンライン申請の場合、登記完了証には公印がありませんが、公印が印字されている登記完了証をダウンロードできるように希望致します。	今後のオンライン登記申請の在り方を検討していく上での御意見として承りました。

登録免許税を電子納付する場合の手続きについての提案



現在のシステム

システムは、申請情報を受信した後すぐに納付情報を送信
 登記所は、納付手続完了通知を受けて審査を開始
 (納付完了通知を受けた後でなければ補正通知を送信できない)

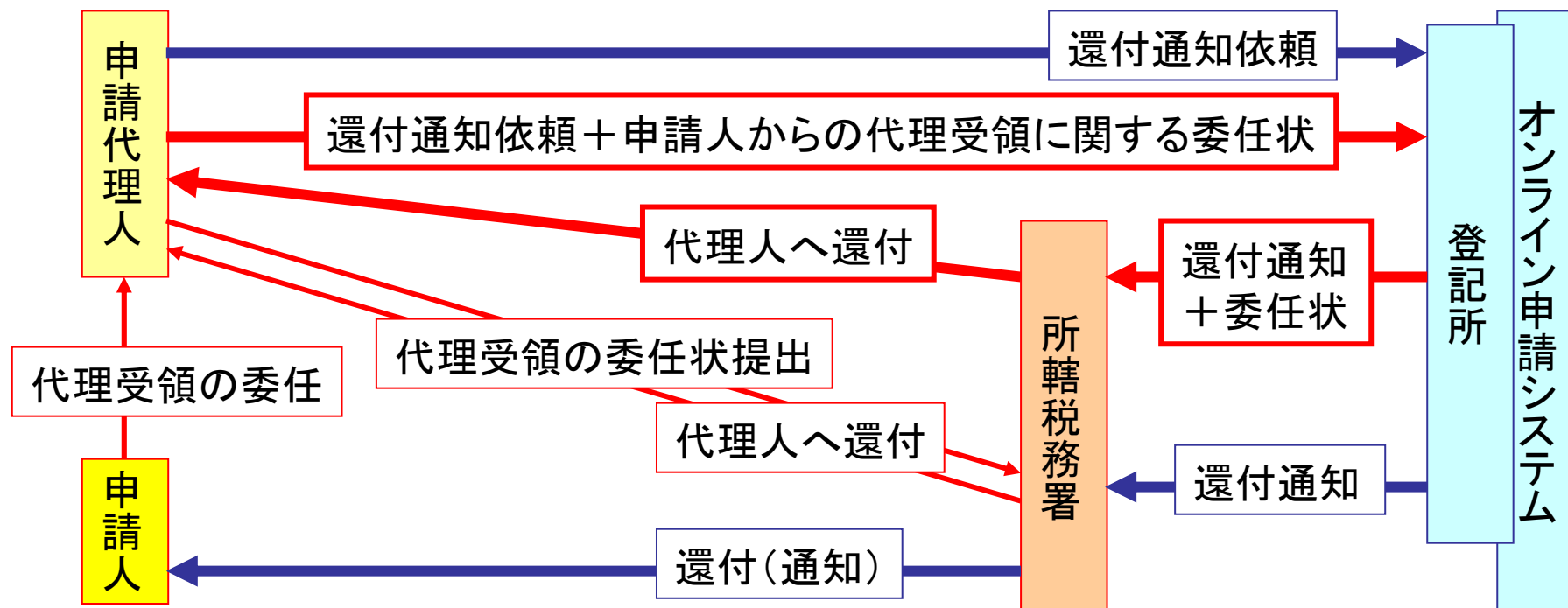
改良案

申請代理人は、申請情報に電子納付する旨記載する
 システムは、登記所で添付書面を受領し(登記事項送付請求の場合と同様に)申請情報の審査が終了した時点で納付情報を送信する
 (申請情報に不備がある場合は登録免許税の納付前に補正通知を送信する)
 登記所は、納付手続完了通知を受けて審査を完了する

送金依頼を受けた金融機関(支店等)は、依頼者の口座から法務省の口座への資金移動手続きをする。資金は、当日の午後3時に確定的に移動する。

申請代理人の口座 → 法務省の口座

電子納付した登録免許税を代理人に還付する方法の提案



過誤納があることを発見した登記所は、所轄税務署に対し、還付通知をする
 通知を受けた税務署は、申請人に対し、還付(通知)する
 還付通知を受けた申請人からの代理受領の委任状が税務署に提出された場合は、代理人に対して還付する (大阪方式)

申請代理人から登記所に対する還付通知依頼書に、申請人からの代理受領に関する委任状を添付すれば、所轄税務署は、代理人に直接還付することができる

登録免許税を電子納付する場合の手続きについての提案

